官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二〇）　一
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一八）　六
〔その他告示〕
○市町の境界の確定（総務三九一）　一〇
○登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇五八）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
独立行政法人工業所有権情報・研修館令和六事業年度財務諸表、令和六年度日本郵政共済組合の決算、日本弁護士連合会懲戒処分関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　三
会社その他
会社決算公告　会

## 省令

### ○厚生労働省令第百二十号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

**第一条**　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>第一編　通則<br>第一章～第八章　（略）<br>第九章　監督等（第八十五条―第九十八条の九）<br>第十章　（略）<br>第二編～第四編　（略）<br>附則<br>（労働者死傷病報告）<br>**第九十七条**　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。<br>一～九　（略）<br>十　労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。以下同じ。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分<br>十一・十二　（略）<br>2　（略）<br>（個人事業者等死傷病報告）<br>**第九十八条の二**　個人事業者（事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。）に仕事を請け負わせた注文者（当該個人事業者と同一の場所で仕事を自ら行う場合に限り、かつ、当該仕事が数次の請負契約によつて行われることにより当該場所にその者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も後次の請負契約における注文者とする。以下この条から第九十八条の四までにおいて「特定注文者」という。）は、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）が、労働者（特定注文者が事業者である場合における当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。次条第一項において同じ。）と同一の場所において、特定注文者から請け負つた仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業（四日以上のものに限る。以下この項から第九十八条の六までにおいて同じ。）したことを把握したとき（当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。次項において同じ。）は、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、当該場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。<br>一　報告者の労働保険番号（報告者である特定注文者が個人事業者である場合において、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十五条第一項の規定に基づく政府の承認があるときは、その労働保険番号） | 目次<br>第一編　通則<br>第一章～第八章　（略）<br>第九章　監督等（第八十五条―第九十八条の四）<br>第十章　（略）<br>第二編～第四編　（略）<br>附則<br>（労働者死傷病報告）<br>**第九十七条**　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。<br>一～九　（略）<br>十　労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分<br>十一・十二　（略）<br>2　（略）<br>（新設） |

二　報告者の事業の種類並びに事業場（報告者である特定注文者が個人事業者である場合は当該特定注文者が主として事業を行う場所）の名称、所在地及び電話番号
三　建設工事の作業に従事する作業従事者が死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
四　個人事業者が、事業場の構内における作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者が死亡し、又は休業したときは、当該事業場の名称
五　個人事業者が、建設工事の作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者が死亡し、又は休業したときは、元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号
六　死亡し、又は休業した作業従事者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間、傷病の名称及び部位並びに労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定に基づく政府の承認の有無
七　休業見込期間又は死亡日時
八　死亡し、又は休業した作業従事者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
九　負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
十　報告年月日及び報告者の職氏名

2　事業を行う者であつて、仕事の作業を行う場所を管理するもの（その労働者又は当該場所を管理するものが行う事業における派遣中の労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者をいう。）が、当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。）（以下この項及び第九十八条の四において「災害発生場所管理事業者等」という。）は、個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（次条から第九十八条の五までにおいて「作業従事個人事業者」という。）が、災害発生場所管理事業者等が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したことを把握したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、前項各号に掲げる事項を、災害発生場所管理事業者等が管理する場所を所轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、当該場所に特定注文者がある場合は、この限りでない。

（新設）

**第九十八条の三**　個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が、仕事の作業を行う特定注文者及び労働者と同一の場所において特定注文者から請け負つた仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したとき（当該業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害による休業である場合を除く。次条第一項及び第九十八条の六第一項において同じ。）は、遅滞なく、次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を、特定注文者に報告しなければならない。ただし、当該負傷又は疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合は、この限りでない。

一　建設工事の作業に従事する作業従事個人事業者が死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
二　個人事業者が、事業場の構内における作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が死亡し、又は休業したときは、当該事業場の名称

三　個人事業者が、建設工事の作業の請負人である場合において、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が死亡し、又は休業したときは、元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号

四　死亡し、又は休業した作業従事個人事業者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間、傷病の名称及び部位並びに労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定に基づく政府の承認の有無

五　休業見込期間又は死亡日時

六　死亡し、又は休業した作業従事個人事業者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

七　負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

八　報告年月日及び報告者の職氏名

２　特定注文者は、個人事業者が前項の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（新設）

**第九十八条の四**　個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が、災害発生場所管理事業者等が管理する場所において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を、災害発生場所管理事業者等に報告しなければならない。ただし、当該負傷若しくは疾病その他の状況により報告を行うことが困難な場合又は当該場所に特定注文者がある場合は、この限りでない。

２　災害発生場所管理事業者等は、個人事業者が前項の報告をしたことを理由として、当該個人事業者に対し、自らが管理する場所への立入禁止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（新設）

**第九十八条の五**　個人事業者は、当該個人事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事個人事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業したときは、第九十八条の三第一項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して、当該作業従事個人事業者が主として事業を行う場所を所轄する労働基準監督署長に報告することができる。

（新設）

**第九十八条の六**　事業者（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十六において定める数以下の労働者を使用するものに限る。次項において同じ。）は、当該事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下この項及び次項において「作業従事事業者」という。）が、労働者（当該事業者の労働者のほか、他の事業者の労働者がある場合は当該他の事業者の労働者を含む。）と同一の場所において仕事の作業を行う場合において、業務に起因する負傷又は疾病により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　労働保険番号

二　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

三　建設工事の作業に従事する作業従事事業者が死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称

四　事業場の構内において作業に従事する請負人である作業従事事業者が死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
五　建設工事の作業に従事する請負人である作業従事事業者が死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称及び労働保険番号
六　死亡し、又は休業した作業従事事業者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間、傷病の名称及び部位並びに労働者災害補償保険法第三十四条第一項の規定に基づく政府の承認の有無
七　休業見込期間又は死亡日時
八　死亡し、又は休業した作業従事事業者が外国人である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
九　負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
十　報告年月日及び報告者の職氏名

2　事業者は、当該事業者（法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事事業者が、その従事する業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患により、若しくは当該業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患若しくは精神障害により休業したときは、前項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に報告することができる。

**第九十八条の七～第九十八条の九**　（略）

（電子情報処理組織による申請書の提出等）

**第百条の二**　法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、第二条第二項、第四条第三項、第七条第三項、第十三条第二項、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十、第五十二条、第五十二条の二十一、第九十七条、第九十八条の二、第九十八条の五若しくは第九十八条の六又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を行おうとする者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （労働安全衛生規則を適用する場合の読替え等）<br>**第四十一条**　（略）<br>2　（略） | （労働安全衛生規則を適用する場合の読替え等）<br>**第四十一条**　（略）<br>2　（略） |

3　前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読替えに係る労働安全衛生規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第九十八条の七第二項第三号 | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十八条の二、第九十八の五及び第九十八条の六に規定する報告は、当分の間、書面により行うことができる。

**○国土交通省令第百十八号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の五十（同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の五十一第三項及び第百三十二条の五十五の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月九日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （技能証明の申請） | （技能証明の申請） |
| **第二百三十六条の三十八**　（略） | **第二百三十六条の三十八**　（略） |
| 2～5　（略） | 2～5　（略） |
| 6　技能証明申請者であつて、学科試験を受けようとするものは、前項の確認番号（以下この条において単に「確認番号」という。）を記載した学科試験申請書を国土交通大臣（指定試験機関の行う試験を申請する者にあつては、指定試験機関。次項から第九項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。 | 6　技能証明申請者（第二百三十六条の五十一の規定により学科試験の省略を受けようとする者を除く。）であつて、学科試験を受けようとするものは、前項の確認番号（以下この条において単に「確認番号」という。）を記載した学科試験申請書を国土交通大臣（指定試験機関の行う試験を申請する者にあつては、指定試験機関。次項から第九項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。 |
| 7　技能証明申請者であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするときは、確認番号を記載した実地試験申請書に、第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書（第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、法第百三十二条の四十一の技能証明書（同条に規定する無人航空機操縦者技能証明書をいう。以下この節において同じ。）の写し）を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。 | 7　技能証明申請者（法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除又は第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者を除く。）であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするときは、確認番号を記載した実地試験申請書に、第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書（第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、法第百三十二条の四十一の技能証明書（同条に規定する無人航空機操縦者技能証明書をいう。以下この節において同じ。）の写し）を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。 |

3　前二項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生規則の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読替えに係る労働安全衛生規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第九十八条の二第二項第三号 | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

8　（略）

9　技能証明申請者であつて、第二百三十六条の五十第一項の規定により試験合格証明書の交付を申請しようとするものは、試験合格証明書交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書の写し（法第百三十二条の五十の規定により学科試験の免除を受けようとする者にあつては登録講習機関の発行した修了証明書の写し及び第二百三十六条の六十八第四項の技能証明書返納証明書、第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては技能証明書の写し）

三　第二百三十六条の五十第四項の実地試験合格証明書の写し（法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除を受けようとする者にあつては登録講習機関の発行した修了証明書の写し、第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者にあつては技能証明書の写し）

10　（略）

（技能証明の条件の変更）

**第二百三十六条の四十の二**　国土交通大臣は、法第百三十二条の四十四第一項の規定により技能証明に付した条件については、当該技能証明に係る無人航空機を飛行させる者の申請により、当該条件を変更することができる。

2　前項の申請をしようとする者は、技能証明条件変更申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、条件の変更に係る事項を記載した次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

一　第二百三十六条の三十八第八項第一号に規定する無人航空機操縦者身体検査証明書

二　第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書（申請前一年以内に第二百三十六条の四十七の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第二百三十六条の五十七第一項第一号ロにおいて同じ。）

三　航空身体検査証明書

四　国土交通大臣が前三号に掲げる書類と同等以上と認めるもの

4　国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、その者が別表第六の身体検査基準（条件の変更に係る部分に限る。）を満たすと認めるときでなければ、当該条件の変更をしてはならない。

（登録講習機関の講習を修了した者に対する試験の免除）

**第二百三十六条の五十四**　第二百三十六条の六十八第四項の規定による技能証明書返納証明書の交付を受けた者であつて、法第百三十二条の五十に規定する無人航空機講習（同条に規定する登録講習機関が行うものに限る。次項において同じ。）を修了したもの（直近において受けていた技能証明の有効期間が満了する日から起算して三年を経過しない者に限る。）が、第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める試験の学科試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に当該無人航空機講習を修了した日から起算して三月を経過する場合は、この限りでない。

| | |
|---|---|
| 一等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関 | 一等無人航空機操縦士試験又は二等無人航空機操縦士試験 |
| 二等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関 | 二等無人航空機操縦士試験 |

8　（略）

9　技能証明申請者であつて、第二百三十六条の五十第一項の規定により試験合格証明書の交付を申請しようとするものは、試験合格証明書交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書の写し（第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し）

三　第二百三十六条の五十第四項の実地試験合格証明書の写し（法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除を受けようとする者にあつては、登録講習機関の発行した修了証明書の写し、第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し）

10　（略）

（新設）

（登録講習機関の講習を修了した者に対する実地試験の免除）

**第二百三十六条の五十四**　法第百三十二条の五十に規定する無人航空機講習（同条に規定する登録講習機関が行うものに限る。）を修了した者が当該登録講習機関の発行する修了証明書を添えて第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める試験の実地試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に当該無人航空機講習を修了した日から起算して一年を経過する場合は、この限りではない。

| | |
|---|---|
| 一等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関 | 一等無人航空機操縦士試験又は二等無人航空機操縦士試験 |
| 二等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関 | 二等無人航空機操縦士試験 |

２　無人航空機講習を修了した者が第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、前項の表の上欄に掲げる登録講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める試験の実地試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に当該無人航空機講習を修了した日から起算して一年を経過する場合は、この限りでない。

（技能証明の有効期間の更新のための身体適性基準）

**第二百三十六条の五十五**　（略）

（技能証明の有効期間の更新）

**第二百三十六条の五十七**　法第百三十二条の五十一第三項の規定により技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日の六月前から一月前までの間に技能証明更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる書類のいずれか

イ　医師により申請前三月以内に受けた検査の結果を記載した第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書

ロ　第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書

ハ　航空身体検査証明書

ニ　国土交通大臣がイからハまでに掲げる書類と同等以上と認めるもの

二　（略）

（削る）

（技能証明の有効期間の起算日の変更）

**第二百三十六条の五十八**　（略）

２　国土交通大臣は、前項の規定による有効期間の起算日の変更に係る技能証明の有効期間の更新をしたときは、技能証明書を書き換えて交付する。

**第二百三十六条の六十四から第二百三十六条の六十六まで**　削除

（技能証明書の有効期間の更新のための身体適性基準）

**第二百三十六条の五十五**　（略）

（技能証明の有効期間の更新）

**第二百三十六条の五十七**　法第百三十二条の五十一第三項の規定により技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日以前六月以内に技能証明更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書（申請日以前三月以内に医師又は登録更新講習機関により受けた検査の結果を記載したものをいう。第二百三十六条の六十六第一項第一号において同じ。）、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書（申請日以前一年以内に第二百三十六条の四十七の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第二百三十六条の六十六第一項第一号において同じ。）、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの

二　（略）

２　登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。

（技能証明の有効期間の起算日の変更）

**第二百三十六条の五十八**　（略）

２　国土交通大臣は、前項の規定による有効期間の起算日の変更に係る技能証明書の有効期間の更新をしたときは、技能証明書を書き換えて交付する。

（技能証明書失効再交付のための身体適性基準）

**第二百三十六条の六十四**　技能証明書が効力を失つた場合における技能証明書の再交付を申請する者（以下「技能証明書失効再交付申請者」という。）は、第二百三十六条の五十五に規定する身体適性に関する基準を満たしていなければならない。

（技能証明書失効再交付講習）

**第二百三十六条の六十五**　技能証明書失効再交付申請者は、技能証明書の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「技能証明書失効再交付講習」という。）であつて国土交通大臣が定める基準に従つて登録更新講習機関が行うものの課程を、次条の規定により技能証明書の再交付の申請をする日以前三月以内に修了していなければならない。

（技能証明書の返納）

**第二百三十六条の六十八**　（略）

2　無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

一　（略）

二　第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明の有効期間の更新を行うとき。

三　（略）

3　（略）

4　国土交通大臣は、第一項第一号に掲げる場合において、同項の規定により技能証明書の返納があつたときは、当該技能証明書を返納した者に対し、技能証明書返納証明書を交付するものとする。

別表第六（第二百三十六条の四十の二、第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係）

（略）

第29号の10様式（第236条の38、第236条の40の2関係）（日本産業規格A4）

（略）

第29号の12様式（第236条の57関係）（日本産業規格A4）

（略）

（技能証明書の失効再交付）

**第二百三十六条の六十六**　技能証明書失効再交付申請者は、技能証明再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの

二　技能証明失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類

2　登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。

（技能証明書の返納）

**第二百三十六条の六十八**　（略）

2　無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

一　（略）

二　第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明書の有効期間の更新を行うとき。

三　（略）

3　（略）

（新設）

別表第六（第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係）　（略）

第29号の10様式（第236条の38関係）（日本産業規格A4）

（略）

第29号の12様式（第236条の57、第236条の66関係）（日本産業規格A4）

（略）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に航空法第百三十二条の四十の技能証明を受けている者であって、本邦以外の地に滞在するもののうち、当該技能証明の有効期間が満了する日の一月前まで引き続き本邦以外の地に滞在するものについては、その事実を証明する書類を添えて当該技能証明の有効期間の更新を申請する場合に限り、この省令による改正後の航空法施行規則第二百三十六条の五十七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　前項の申請については、有効期間が満了する日までにその申請について処分がされないときは、従前の技能証明は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

3　前項の場合において、技能証明の有効期間の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間が満了する日の翌日から起算するものとする。

# その他告示

**○総務省告示第三百九十一号**

市町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条第十項の規定に基づき、新潟県十日町市と南魚沼郡湯沢町との境界が令和七年十月二日に次のとおり確定した旨、最高裁判所から通知があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月九日

総務大臣　林　芳正

高津倉山及び高石山付近における十日町市と南魚沼郡湯沢町の境界は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第八系（世界測地系）を用いて得た次の座標番号一から四八三までの各点を順次直線で結んだ線とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

| 座標番号 | 座標値　平面直角座標第Ⅷ系（世界測地系） |
|---|---|
| 一 | X座標　一〇六、二五二メートル<br>Y座標　一一七、三七七メートル |
| 二 | X座標　一〇六、六六六、七〇一メートル<br>Y座標　一一三、一六二メートル |
| 三 | X座標　一〇六、六四七、六四四メートル<br>Y座標　一〇七、一五七メートル |
| 四 | X座標　一〇六、六二八、八九九メートル<br>Y座標　一〇〇、一九四メートル |
| 五 | X座標　一〇六、六一一、一三八メートル<br>Y座標　〇九一、一四七メートル |
| 六 | X座標　一〇六、五九四、〇三四メートル<br>Y座標　〇八〇、七八五メートル |
| 七 | X座標　一〇六、五七七、六三一メートル<br>Y座標　〇六九、四三八メートル |
| 八 | X座標　一〇六、五六一、一九〇メートル<br>Y座標　〇五八、一四二メートル |
| 九 | X座標　一〇六、五四二、三六三メートル<br>Y座標　〇五一、六五四メートル |
| 一〇 | X座標　一〇六、五二三、四六九メートル<br>Y座標　〇四五、〇九六メートル |
| 一一 | X座標　一〇六、五〇四、八五九メートル<br>Y座標　〇三七、八一二メートル |
| 一二 | X座標　一〇六、四八六、五六二メートル<br>Y座標　〇二九、七四五メートル |
| 一三 | X座標　一〇六、四六八、九八九メートル<br>Y座標　〇二〇、一九五メートル |
| 一四 | X座標　一〇六、四五一、〇二三メートル<br>Y座標　〇一一、四二六メートル |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一五 | X座標　一〇六、四三二、七七二メートル<br>Y座標　〇〇三、二五四メートル | 一六 | X座標　一〇六、四一四、三三一メートル<br>Y座標　九九五、五一三メートル | 一七 | X座標　一〇六、三九五、四九三メートル<br>Y座標　九八九、〇一七メートル | 一八 | X座標　一〇六、三七五、九一三メートル<br>Y座標　九八七、六七三メートル | 一九 | X座標　一〇六、三五六、一六九メートル<br>Y座標　九九〇、五四七メートル | 二〇 | X座標　一〇六、三三六、一九二メートル<br>Y座標　九九一、四六二メートル | 二一 | X座標　一〇六、三一六、二〇一メートル<br>Y座標　九九一、三三五メートル | 二二 | X座標　一〇六、二九六、二八九メートル<br>Y座標　九九二、五六九メートル | 二三 | X座標　一〇六、二七六、四〇二メートル<br>Y座標　九九一、八四八メートル | 二四 | X座標　一〇六、二五七、五三七メートル<br>Y座標　九八五、六六四メートル | 二五 | X座標　一〇六、二四〇、一二九メートル<br>Y座標　九七五、九二九メートル | 二六 | X座標　一〇六、二二三、一二六メートル<br>Y座標　九六五、三九九メートル | 二七 | X座標　一〇六、二〇六、二四五メートル<br>Y座標　九五四、六七四メートル | 二八 | X座標　一〇六、一九〇、七一三メートル<br>Y座標　九四二、二四九メートル | 二九 | X座標　一〇六、一七六、六七三メートル<br>Y座標　九二八、〇一四メートル | 三〇 | X座標　一〇六、一六三、四〇七メートル<br>Y座標　九一三、〇四八メートル | 三一 | X座標　一〇六、一四九、七八五メートル<br>Y座標　八九八、四一四メートル | 三二 | X座標　一〇六、一三五、七三八メートル<br>Y座標　八八四、一七七メートル | 三三 | X座標　一〇六、一二一、七六六メートル<br>Y座標　八六九、八六六メートル | 三四 | X座標　一〇六、一〇七、八三七メートル<br>Y座標　八五五、五一五メートル |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---

| 三五 | 三六 | 三七 | 三八 | 三九 | 四〇 | 四一 | 四二 | 四三 | 四四 | 四五 | 四六 | 四七 | 四八 | 四九 | 五〇 | 五一 | 五二 | 五三 | 五四 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｙ座標　一二三、一八二メートル | Ｘ座標　一〇六、八〇九三・八八八メートル | Ｙ座標　一二三、八四一・一八二メートル | Ｘ座標　一〇六、八〇七九・九六五メートル | Ｙ座標　一二三、八二六・八二五メートル | Ｘ座標　一〇六、〇六五・九一九メートル | Ｙ座標　一二三、八一二・五九八メートル | Ｘ座標　一〇六、〇七九・九六五メートル | Ｙ座標　一二三、八二六・八二五メートル | Ｘ座標　一〇六、〇六五・九一九メートル | Ｙ座標　一二三、八一二・五九八メートル | Ｘ座標　一〇六、〇五一・〇五六メートル | Ｙ座標　一二三、七九九・二〇一六メートル | Ｘ座標　一〇六、〇三五・一〇四メートル | Ｙ座標　一二三、七八七・四一七メートル | Ｘ座標　一〇六、〇一六・六四五メートル | Ｙ座標　一二三、七八〇・〇八四メートル | Ｘ座標　一〇六、〇一六・六四五メートル | Ｙ座標　一二三、七八〇・〇八四メートル | Ｘ座標　一〇六、〇一六・六四五メートル | Ｙ座標　一二三、七八〇・〇八四メートル |
| Ｘ座標　一〇六、七五二・九九一メートル | Ｙ座標　一二三、六五二・一八三メートル | Ｘ座標　一〇六、七一三・四五四メートル | Ｙ座標　一二三、六四八・六三三メートル | Ｘ座標　一〇六、六九三・四一四メートル | Ｙ座標　一二三、六四五・四五六メートル | Ｘ座標　一〇六、六七三・五九四メートル | Ｙ座標　一二三、六五一・〇三二メートル | Ｘ座標　一〇六、六五四・〇三二メートル | Ｙ座標　一二三、六五六・四九四メートル | Ｘ座標　一〇六、六三七・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五八・一一八メートル | Ｘ座標　一〇六、六三五・一一七メートル | Ｙ座標　一二三、六四七・一一八メートル | Ｘ座標　一〇六、六二七・四九〇メートル | Ｙ座標　一二三、六四六・四九〇メートル | Ｘ座標　一〇六、六二七・四九〇メートル | Ｙ座標　一二三、六四六・四九〇メートル | Ｘ座標　一〇六、六二七・四九〇メートル | Ｙ座標　一二三、六四六・四九〇メートル |

| 五五 | 五六 | 五七 | 五八 | 五九 | 六〇 | 六一 | 六二 | 六三 | 六四 | 六五 | 六六 | 六七 | 六八 | 六九 | 七〇 | 七一 | 七二 | 七三 | 七四 | 七五 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｙ座標　一二三、六五二・一八三メートル | Ｘ座標　一〇五、七三三・三一四メートル | Ｙ座標　一二三、六四八・六三一メートル | Ｘ座標　一〇五、七一三・四五四メートル | Ｙ座標　一二三、六四六・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、七三三・五四四メートル | Ｙ座標　一二三、六五八・一一八メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一一七メートル | Ｙ座標　一二三、六五一・〇三二メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・四五六メートル | Ｙ座標　一二三、六四七・三一三メートル | Ｘ座標　一〇五、六四五・四八六メートル | Ｙ座標　一二三、六四六・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、六三三・一四七メートル | Ｙ座標　一二三、六五二・一九一メートル | Ｘ座標　一〇五、六二三・一四七メートル | Ｙ座標　一二三、六五二・一九一メートル | Ｘ座標　一〇五、六二三・一四七メートル | Ｙ座標　一二三、六五二・一九一メートル | Ｘ座標　一〇五、六二三・一四七メートル | Ｙ座標　一二三、六五二・一九一メートル |
| Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル | Ｘ座標　一〇五、五九七・九三一メートル | Ｙ座標　一二三、六五九・四八六メートル |
| Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル | Ｘ座標　一〇五、六一六・四八九メートル | Ｙ座標　一二三、六五四・四〇五メートル |
| Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇五、六三五・一三七メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一三七メートル |
| Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル | Ｘ座標　一〇五、六五四・一四〇メートル | Ｙ座標　一二三、六五三・一四〇メートル |

| 七六 | 七七 | 七八 | 七九 | 八〇 | 八一 | 八二 | 八三 | 八四 | 八五 | 八六 | 八七 | 八八 | 八九 | 九〇 | 九一 | 九二 | 九三 | 九四 | 九五 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇五、三六四・七八八メートル<br>Ｙ座標　一二三、七六三・五四七メートル | Ｘ座標　一〇五、三四五・三三四メートル<br>Ｙ座標　一二三、七五八・九一八メートル | Ｘ座標　一〇五、三二五・五五四メートル<br>Ｙ座標　一二三、七五六・六〇一メートル | Ｘ座標　一〇五、三〇五・五五九メートル<br>Ｙ座標　一二三、七五六・一六六メートル | Ｘ座標　一〇五、二八五・五九〇メートル<br>Ｙ座標　一二三、七五五・四四七メートル | Ｘ座標　一〇五、二六五・七七九メートル<br>Ｙ座標　一二三、七五二・七四二メートル | Ｘ座標　一〇五、二四七・一一四メートル<br>Ｙ座標　一二三、七四七・五一〇メートル | Ｘ座標　一〇五、二三四・一五九メートル<br>Ｙ座標　一二三、七三二・二七三メートル | Ｘ座標　一〇五、二二〇・三〇八メートル<br>Ｙ座標　一二三、七一七・八八二メートル | Ｘ座標　一〇五、二〇三・三八六メートル<br>Ｙ座標　一二三、七〇九・五〇四メートル | Ｘ座標　一〇五、一八六・一〇一メートル<br>Ｙ座標　一二三、七一七・一二七メートル | Ｘ座標　一〇五、一七〇・四七五メートル<br>Ｙ座標　一二三、七二九・五四六メートル | Ｘ座標　一〇五、一五六・三一九メートル<br>Ｙ座標　一二三、七四三・六七五メートル | Ｘ座標　一〇五、一四二・一六三メートル<br>Ｙ座標　一二三、七五七・八〇三メートル | Ｘ座標　一〇五、一二三・四五四メートル<br>Ｙ座標　一二三、七六四・六三七メートル | Ｘ座標　一〇五、一〇四・三一三メートル<br>Ｙ座標　一二三、七六九・八七メートル | Ｘ座標　一〇五、〇八四・三二メートル<br>Ｙ座標　一二三、七七〇・四二メートル | Ｘ座標　一〇五、〇六四・三三一メートル<br>Ｙ座標　一二三、七七一・〇五七メートル | Ｘ座標　一〇五、〇二四・六二七メートル<br>Ｙ座標　一二三、七六六・七一三メートル |

| 九六 | 九七 | 九八 | 九九 | 一〇〇 | 一〇一 | 一〇二 | 一〇三 | 一〇四 | 一〇五 | 一〇六 | 一〇七 | 一〇八 | 一〇九 | 一一〇 | 一一一 | 一一二 | 一一三 | 一一四 | 一一五 | 一一六 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇五、〇〇四・六二八メートル<br>Ｙ座標　一二三、七六六・八一二メートル | Ｘ座標　一〇四、九八五・三四九メートル<br>Ｙ座標　一二三、七六九・五七〇メートル | Ｘ座標　一〇四、九六八・三〇メートル<br>Ｙ座標　一二三、七八〇・一四二メートル | Ｘ座標　一〇四、九五二・五八三メートル<br>Ｙ座標　一二三、七九二・三五〇メートル | Ｘ座標　一〇四、九三六・八二一メートル<br>Ｙ座標　一二三、八〇四・六三〇メートル | Ｘ座標　一〇四、九二〇・五七五メートル<br>Ｙ座標　一二三、八一六・二九四メートル | Ｘ座標　一〇四、九〇四・七七七メートル<br>Ｙ座標　一二三、八二八・五五八メートル | Ｘ座標　一〇四、八八〇・九五四メートル<br>Ｙ座標　一二三、八四〇・七八二メートル | Ｘ座標　一〇四、八七二・一六八メートル<br>Ｙ座標　一二三、八五一・六五五メートル | Ｘ座標　一〇四、八五五・三二メートル<br>Ｙ座標　一二三、八六二・五二八メートル | Ｘ座標　一〇四、八三六・九四メートル<br>Ｙ座標　一二三、八六九・九八二メートル | Ｘ座標　一〇四、八一八・四〇六メートル<br>Ｙ座標　一二三、八七七・四〇七メートル | Ｘ座標　一〇四、八〇〇・四八メートル<br>Ｙ座標　一二三、八八六・二九二メートル | Ｘ座標　一〇四、七八四・二九二メートル<br>Ｙ座標　一二三、八九七・九六六メートル | Ｘ座標　一〇四、七六八・八六六メートル<br>Ｙ座標　一二三、九一〇・四〇〇メートル | Ｘ座標　一〇四、七六〇・一四メートル<br>Ｙ座標　一二三、九二九・五一六メートル | Ｘ座標　一〇四、七五四・一八八メートル<br>Ｙ座標　一二三、九四七・六二四メートル | Ｘ座標　一〇四、七五一・一九二メートル<br>Ｙ座標　一二三、九六七・三九八メートル | Ｘ座標　一〇四、七五〇・六〇三メートル<br>Ｙ座標　一二三、九八七・三三三メートル | Ｘ座標　一〇四、七五一・〇八八メートル<br>Ｙ座標　一二四、〇〇五・九八八メートル | Ｘ座標　一〇四、七三四・一三一メートル<br>Ｙ座標　一二四、〇一六・五八八メートル |

| 一一七 | 一一八 | 一一九 | 一二〇 | 一二一 | 一二二 | 一二三 | 一二四 | 一二五 | 一二六 | 一二七 | 一二八 | 一二九 | 一三〇 | 一三一 | 一三二 | 一三三 | 一三四 | 一三五 | 一三六 | 一三七 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇四、〇二六、二六八メートル　Ｙ座標　一〇四、七一六、六五八メートル | Ｘ座標　一〇四、〇二四、〇三五、一二二メートル　Ｙ座標　一〇四、六九八、七二四メートル | Ｘ座標　一〇四、〇四三、一一五メートル　Ｙ座標　一〇四、〇八〇、五三八メートル | Ｘ座標　一〇四、〇四四、九七四メートル　Ｙ座標　一〇四、六六一、一四四メートル | Ｘ座標　一〇四、〇三六、三一メートル　Ｙ座標　一〇四、六四三、二二八メートル | Ｘ座標　一〇四、〇二九、五四メートル　Ｙ座標　一〇四、六二四、五〇七メートル | Ｘ座標　一〇四、〇二三、九四メートル　Ｙ座標　一〇四、六〇五、四四七メートル | Ｘ座標　一〇四、〇二二、三三四メートル　Ｙ座標　一〇四、五八五、五一六メートル | Ｘ座標　一〇四、〇二〇、七二三メートル　Ｙ座標　一〇四、五六五、五八一メートル | Ｘ座標　一二〇四、〇一六、七五九メートル　Ｙ座標　一〇四、五四六、〇二一メートル | Ｘ座標　一〇四、〇一一、三三八メートル　Ｙ座標　一〇四、五一七、七七六メートル | Ｘ座標　一〇四、〇〇五、〇三五メートル　Ｙ座標　一〇四、五〇七、八一〇メートル | Ｘ座標　一〇四、九九七、一九二メートル　Ｙ座標　一〇四、四八九、四三七メートル | Ｘ座標　一〇四、九六七、一〇五メートル　Ｙ座標　一〇四、四六七、七七八メートル | Ｘ座標　一〇四、九四六、七一八メートル　Ｙ座標　一〇四、四五七、八九七メートル | Ｘ座標　一〇四、九二九、五七〇メートル　Ｙ座標　一〇四、四四七、六〇七メートル | Ｘ座標　一〇四、九一三、三〇三メートル　Ｙ座標　一〇四、四三六、〇八七メートル | Ｘ座標　一〇四、九〇一、九三メートル　Ｙ座標　一〇四、四〇一、九三五メートル | Ｘ座標　一〇四、八九三、八八三メートル　Ｙ座標　一〇四、三八四、三九三メートル |

| 一三八 | 一三九 | 一四〇 | 一四一 | 一四二 | 一四三 | 一四四 | 一四五 | 一四六 | 一四七 | 一四八 | 一四九 | 一五〇 | 一五一 | 一五二 | 一五三 | 一五四 | 一五五 | 一五六 | 一五七 | 一五八 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇四、三六七、二八四メートル　Ｙ座標　一〇四、八七三、六一八メートル | Ｘ座標　一〇四、三五一、〇二四メートル　Ｙ座標　一〇四、八六一、九七七メートル | Ｘ座標　一〇四、三三四、九六五メートル　Ｙ座標　一〇四、八五〇、〇五六メートル | Ｘ座標　一〇四、三一八、五三八メートル　Ｙ座標　一〇四、八三八、六五一メートル | Ｘ座標　一〇四、三〇二、五四八メートル　Ｙ座標　一〇四、八二六、六九五メートル | Ｘ座標　一〇四、二八七、六二〇メートル　Ｙ座標　一〇四、八一三、三八六メートル | Ｘ座標　一〇四、二七二、九〇六メートル　Ｙ座標　一〇四、七九九、八四〇メートル | Ｘ座標　一〇四、二五八、一九九メートル　Ｙ座標　一〇四、七八六、二八六メートル | Ｘ座標　一〇四、二四三、二〇〇メートル　Ｙ座標　一〇四、七七三、〇六二メートル | Ｘ座標　一〇四、二二七、九六六メートル　Ｙ座標　一〇四、七六〇、一〇四メートル | Ｘ座標　一〇四、二一三、七九一メートル　Ｙ座標　一〇四、七四五、九九五メートル | Ｘ座標　一〇四、一九九、八四六メートル　Ｙ座標　一〇四、七三一、六七一メートル | Ｘ座標　一〇四、一八六、七九五メートル　Ｙ座標　一〇四、七一六、五一六メートル | Ｘ座標　一〇四、一七九、七五八メートル　Ｙ座標　一〇四、六九八、九八〇メートル | Ｘ座標　一〇四、一七二、七九一メートル　Ｙ座標　一〇四、六七九、七〇八メートル | Ｘ座標　一〇四、一六九、七五五メートル　Ｙ座標　一〇四、六五九、九四〇メートル | Ｘ座標　一〇四、一六七、三九二メートル　Ｙ座標　一〇四、六四〇、〇八三メートル | Ｘ座標　一〇四、一六五、九一六メートル　Ｙ座標　一〇四、六二〇、一四〇メートル | Ｘ座標　一〇四、一六五、一六メートル　Ｙ座標　一〇四、六〇〇、一三八メートル | Ｘ座標　一〇四、一六六、一二六メートル　Ｙ座標　一〇四、六〇〇、一二六メートル | Ｘ座標　一〇四、一六六、六〇メートル　Ｙ座標　一〇四、五六〇、一七四メートル |

| 一五九 | 一六〇 | 一六一 | 一六二 | 一六三 | 一六四 | 一六五 | 一六六 | 一六七 | 一六八 | 一六九 | 一七〇 | 一七一 | 一七二 | 一七三 | 一七四 | 一七五 | 一七六 | 一七七 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇四、一六九・三九六メートル<br>Ｙ座標　一二三、五四〇・三六八メートル | Ｘ座標　一〇四、一七二・一六九メートル<br>Ｙ座標　一二三、五二〇・五六一メートル | Ｘ座標　一〇四、一七四・九四三メートル<br>Ｙ座標　一二三、五〇〇・七五四メートル | Ｘ座標　一〇四、一七七・八五一メートル<br>Ｙ座標　一二三、四八〇・九七一メートル | Ｘ座標　一〇四、一八一・八六七メートル<br>Ｙ座標　一二三、四六一・三七八メートル | Ｘ座標　一〇四、一八三・六九一メートル<br>Ｙ座標　一二三、四四一・四七一メートル | Ｘ座標　一〇四、一八五・三四九メートル<br>Ｙ座標　一二三、四二一・五三九メートル | Ｘ座標　一〇四、一八七・〇〇七メートル<br>Ｙ座標　一二三、四〇一・六〇八メートル | Ｘ座標　一〇四、一八八・六六五メートル<br>Ｙ座標　一二三、三八一・六七七メートル | Ｘ座標　一〇四、一八九・九一八メートル<br>Ｙ座標　一二三、三六一・六九七メートル | Ｘ座標　一〇四、一九一・六五五メートル<br>Ｙ座標　一二三、三四一・六九九メートル | Ｘ座標　一〇四、一八三・七八〇メートル<br>Ｙ座標　一二三、三二二・四〇九メートル | Ｘ座標　一〇四、一七六・七七五メートル<br>Ｙ座標　一二三、三〇三・七二五メートル | Ｘ座標　一〇四、一六八・四八二メートル<br>Ｙ座標　一二三、二八五・五二五メートル | Ｘ座標　一〇四、一五九・七五四メートル<br>Ｙ座標　一二三、二六七・五三三メートル | Ｘ座標　一〇四、一五二・三一六メートル<br>Ｙ座標　一二三、二四九・〇一九メートル | Ｘ座標　一〇四、一四五・九四三メートル<br>Ｙ座標　一二三、二三〇・〇六二メートル | Ｘ座標　一〇四、一三九・一九四メートル<br>Ｙ座標　一二三、二一一・二三六メートル | Ｘ座標　一〇四、一三三・九三三メートル<br>Ｙ座標　一二三、一九一・九四一メートル |

| 一七八 | 一七九 | 一八〇 | 一八一 | 一八二 | 一八三 | 一八四 | 一八五 | 一八六 | 一八七 | 一八八 | 一八九 | 一九〇 | 一九一 | 一九二 | 一九三 | 一九四 | 一九五 | 一九六 | 一九七 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇四、一二八・二六〇メートル<br>Ｙ座標　一二三、一七二・七六六メートル | Ｘ座標　一〇四、一二一・四二七メートル<br>Ｙ座標　一二三、一五三・九七九メートル | Ｘ座標　一〇四、一一五・二五五メートル<br>Ｙ座標　一二三、一三四・九五七メートル | Ｘ座標　一〇四、一〇九・九七〇メートル<br>Ｙ座標　一二三、一一〇五・六九五メートル | Ｘ座標　一〇四、一〇七・一九八メートル<br>Ｙ座標　一二三、一〇五・八八八メートル | Ｘ座標　一〇四、一〇三・七六五メートル<br>Ｙ座標　一二三、〇七六・一九六メートル | Ｘ座標　一〇四、〇九九・四〇メートル<br>Ｙ座標　一二三、〇五六・六九五メートル | Ｘ座標　一〇四、〇九二・九五五メートル<br>Ｙ座標　一二三、〇三七・七六八メートル | Ｘ座標　一〇四、〇九〇・〇九六メートル<br>Ｙ座標　一二三、〇一八・一〇一メートル | Ｘ座標　一〇四、〇八九・六一七メートル<br>Ｙ座標　一二二、九九八・一〇七メートル | Ｘ座標　一〇四、〇八九・三〇四メートル<br>Ｙ座標　一二二、九七八・一一〇メートル | Ｘ座標　一〇四、〇八七・一三〇メートル<br>Ｙ座標　一二二、九五八・二三〇メートル | Ｘ座標　一〇四、〇八三・七九四メートル<br>Ｙ座標　一二二、九三八・六八四メートル | Ｘ座標　一〇四、〇七四・八八七メートル<br>Ｙ座標　一二二、九二〇・七七六メートル | Ｘ座標　一〇四、〇六六・八八〇メートル<br>Ｙ座標　一二二、九〇二・四五三メートル | Ｘ座標　一〇四、〇五八・八七〇メートル<br>Ｙ座標　一二二、八八四・一二七メートル | Ｘ座標　一〇四、〇五三・四八八メートル<br>Ｙ座標　一二二、八六五・〇九九メートル | Ｘ座標　一〇四、〇五一・二〇八メートル<br>Ｙ座標　一二二、八四五・二三〇メートル | Ｘ座標　一〇四、〇四九・〇二〇メートル<br>Ｙ座標　一二二、八二五・三五三メートル | Ｘ座標　一〇四、〇四七・六八メートル<br>Ｙ座標　一二二、八〇五・三九九メートル |

| 一九八 | 一九九 | 二〇〇 | 二〇一 | 二〇二 | 二〇三 | 二〇四 | 二〇五 | 二〇六 | 二〇七 | 二〇八 | 二〇九 | 二一〇 | 二一一 | 二一二 | 二一三 | 二一四 | 二一五 | 二一六 | 二一七 | 二一八 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| X座標 一〇四、〇四五・五二二メートル | X座標 一〇四、〇四〇・〇一九メートル | X座標 一〇四、〇三四・五八九メートル | X座標 一〇四、〇二九・〇六六メートル | X座標 一〇四、〇二二・六二七メートル | X座標 一〇四、〇二二・六二七メートル | X座標 一〇四、〇一八・二二八メートル | X座標 一〇四、〇〇七・〇八五メートル | X座標 一〇三、九九九・八四六メートル | X座標 一〇三、九八五・一〇八メートル | X座標 一〇三、九八五・一〇八メートル | X座標 一〇三、九六五・八四六メートル | X座標 一〇三、九五六・八三一メートル | X座標 一〇三、九四五・九九五メートル | X座標 一〇三、九三九・一七五メートル | X座標 一〇三、九二九・六八三メートル | X座標 一〇三、九一六・七六六メートル | X座標 一〇三、九〇五・七四七メートル | X座標 一〇三、八九四・五七四メートル | X座標 一〇三、八八七・八三二メートル | X座標 一〇三、八七四・四〇二メートル |
| Y座標 一二二、七八五・五一五メートル | Y座標 一二二、七六六・三三〇メートル | Y座標 一二二、七四七・〇九三メートル | Y座標 一二二、七二七・八九二メートル | Y座標 一二二、七〇八・九五七メートル | Y座標 一二二、六八九・四九〇メートル | Y座標 一二二、六六八・九五七メートル | Y座標 一二二、六五〇・九九五メートル | Y座標 一二二、六三二・四七七メートル | Y座標 一二二、六一〇・九五一メートル | Y座標 一二二、五九〇・八九三メートル | Y座標 一二二、五六九・八六〇メートル | Y座標 一二二、五四八・七八〇メートル | Y座標 一二二、五二七・六八六メートル | Y座標 一二二、五〇六・五八二メートル | Y座標 一二二、四八五・四七八メートル | Y座標 一二二、四六四・三七四メートル | Y座標 一二二、四四三・二七〇メートル | Y座標 一二二、四二二・一六六メートル | Y座標 一二二、四〇一・〇六二メートル | Y座標 一二二、三八〇・〇〇二メートル |

| 二一九 | 二二〇 | 二二一 | 二二二 | 二二三 | 二二四 | 二二五 | 二二六 | 二二七 | 二二八 | 二二九 | 二三〇 | 二三一 | 二三二 | 二三三 | 二三四 | 二三五 | 二三六 | 二三七 | 二三八 | 二三九 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| X座標 一〇三、八二一・二六〇メートル | X座標 一〇三、八〇〇・七九七メートル | X座標 一〇三、七八二・九五八メートル | X座標 一〇三、七六五・七六一メートル | X座標 一〇三、七五〇・五八五メートル | X座標 一〇三、七三七・八〇四メートル | X座標 一〇三、七二一・八一四メートル | X座標 一〇三、七〇五・七八三メートル | X座標 一〇三、六九〇・七七〇メートル | X座標 一〇三、六七五・七三三メートル | X座標 一〇三、六六一・七一〇メートル | X座標 一〇三、六四八・六八八メートル | X座標 一〇三、六三七・八一三メートル | X座標 一〇三、六二五・八六一メートル | X座標 一〇三、六一二・二四二メートル | X座標 一〇三、五九九・〇五五メートル | X座標 一〇三、五八六・三七七メートル | X座標 一〇三、五七四・一五五メートル | X座標 一〇三、五六〇・九一一メートル |
| Y座標 一二二、八〇〇・二一二メートル | Y座標 一二二、八〇四・〇四六メートル | Y座標 一二二、八〇八・七九〇メートル | Y座標 一二二、八一二・七五〇メートル | Y座標 一二二、八一六・七一八メートル | Y座標 一二二、八二〇・六七六メートル | Y座標 一二二、八二五・六三四メートル | Y座標 一二二、八三〇・六〇〇メートル | Y座標 一二二、八三五・五六七メートル | Y座標 一二二、八四一・五三五メートル | Y座標 一二二、八四六・五〇三メートル | Y座標 一二二、八五二・四八一メートル | Y座標 一二二、八五八・四五九メートル | Y座標 一二二、八六四・四三七メートル | Y座標 一二二、八七〇・四一五メートル | Y座標 一二二、八七六・三九四メートル | Y座標 一二二、八八二・三七二メートル | Y座標 一二二、八八八・三五一メートル | Y座標 一二二、八九五・三三〇メートル | Y座標 一二二、九〇一・三一〇メートル | Y座標 一二二、九〇八・二九〇メートル |

| | | |
|---|---|---|
| 二四〇 | Ｘ座標 | 一〇三、五五〇・〇二〇メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五三・六五三メートル |
| 二四一 | Ｘ座標 | 一〇三、五五〇・二九一メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五三・一八八メートル |
| 二四二 | Ｘ座標 | 一〇三、五四八・二七九メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五九・四二三メートル |
| 二四三 | Ｘ座標 | 一〇三、五四三・九四八メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五六・七三四メートル |
| 二四四 | Ｘ座標 | 一〇三、五四五・八七五メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五四・九二一メートル |
| 二四五 | Ｘ座標 | 一〇三、五四五・〇〇九メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五四・九四三メートル |
| 二四六 | Ｘ座標 | 一〇三、五四九・四六〇メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五四・三八〇メートル |
| 二四七 | Ｘ座標 | 一〇三、五五七・一三五メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五九・二七六メートル |
| 二四八 | Ｘ座標 | 一〇三、五五九・三八八メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五九・四三三メートル |
| 二四九 | Ｘ座標 | 一〇三、五五七・二四八メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五九・六四一メートル |
| 二五〇 | Ｘ座標 | 一〇三、五五七・九七六メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五七・九九三メートル |
| 二五一 | Ｘ座標 | 一〇三、五六六・六九七メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五六二・〇一八メートル |
| 二五二 | Ｘ座標 | 一〇三、五七二・七四六メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五七〇・三〇〇メートル |
| 二五三 | Ｘ座標 | 一〇三、五七三・七四三メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五七四・三二五メートル |
| 二五四 | Ｘ座標 | 一〇三、五六九・九六一メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五六三・八一三メートル |
| 二五五 | Ｘ座標 | 一〇三、五六二・九八九メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五六二・一六九メートル |
| 二五六 | Ｘ座標 | 一〇三、五五五・二三三メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五五四・七三八メートル |
| 二五七 | Ｘ座標 | 一〇三、五四九・九〇五メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五四八・四八四メートル |
| 二五八 | Ｘ座標 | 一〇三、五四八・〇三八メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五四五・四九二メートル |
| 二五九 | Ｘ座標 | 一〇三、五四五・四九二メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五四八・〇三八メートル |
| 二六〇 | Ｘ座標 | 一〇三、五三八・三二〇メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五四九・三二九メートル |

| | | |
|---|---|---|
| 二六一 | Ｘ座標 | 一〇三、五三三・二三二メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五三二・〇九五メートル |
| 二六二 | Ｘ座標 | 一〇三、五三一・六七九メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五三〇・一七六メートル |
| 二六三 | Ｘ座標 | 一〇三、五三二・四四六メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五三二・二九〇メートル |
| 二六四 | Ｘ座標 | 一〇三、五三二・二五三メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五三〇・二〇二メートル |
| 二六五 | Ｘ座標 | 一〇三、五三〇・一四四メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五三〇・三八四メートル |
| 二六六 | Ｘ座標 | 一〇三、五二五・三四八メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五二三・九九五メートル |
| 二六七 | Ｘ座標 | 一〇三、五二三・七五一メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五二三・二四八メートル |
| 二六八 | Ｘ座標 | 一〇三、五二五・七六一メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五二二・三八九メートル |
| 二六九 | Ｘ座標 | 一〇三、五二二・五六六メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五二二・八〇九メートル |
| 二七〇 | Ｘ座標 | 一〇三、五一六・一〇四メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五一六・一〇五メートル |
| 二七一 | Ｘ座標 | 一〇三、五〇八・七八一メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、五〇・一四八メートル |
| 二七二 | Ｘ座標 | 一〇三、五〇〇・一四八メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、一〇・二七三メートル |
| 二七三 | Ｘ座標 | 一〇三、四九四・六九七メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四九四・七三メートル |
| 二七四 | Ｘ座標 | 一〇三、四九四・七三メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四九四・七七メートル |
| 二七五 | Ｘ座標 | 一〇三、四九六・一五八メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四九六・一五一メートル |
| 二七六 | Ｘ座標 | 一〇三、四九七・四〇五メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四九七・四〇五メートル |
| 二七七 | Ｘ座標 | 一〇三、四九八・〇一六メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四九八・〇一六メートル |
| 二七八 | Ｘ座標 | 一〇三、四八八・三二九メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四八八・三二九メートル |
| 二七九 | Ｘ座標 | 一〇三、四六八・三二九メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四六八・三二九メートル |
| 二八〇 | Ｘ座標 | 一〇三、四四八・三三〇メートル |
| | Ｙ座標 | 一〇三、四四八・三三〇メートル |

| 二八一 | 二八二 | 二八三 | 二八四 | 二八五 | 二八六 | 二八七 | 二八八 | 二八九 | 二九〇 | 二九一 | 二九二 | 二九三 | 二九四 | 二九五 | 二九六 | 二九七 | 二九八 | 二九九 | 三〇〇 | 三〇一 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 |
| 一〇三、〇二二、四二八・三三一メートル | 一〇三、〇二二、四〇八・三三二メートル | 一〇三、〇二二、三八八・三三四メートル | 一〇三、〇二二、三六八・三四一メートル | 一〇三、〇二二、三四八・三四七メートル | 一〇三、〇二二、三二八・三六二メートル | 一〇三、〇二二、三〇八・五九九メートル | 一〇三、〇二二、二八九・一五七メートル | 一〇三、〇二二、二六九・二七八メートル | 一〇三、〇二二、二四九・三二四メートル | 一〇三、〇二二、二二九・三三九メートル | 一〇三、〇二二、二〇九・四八七メートル | 一〇三、〇二二、一八九・六九九メートル | 一〇三、〇二二、一六九・八九三メートル | 一〇三、〇二二、一五〇〇・〇七四メートル | 一〇三、〇二二、一三〇・二二六メートル | 一〇三、〇二二、一一〇・二八五メートル | 一〇三、〇二二、〇九〇・三九八メートル | 一〇三、〇二二、〇七〇・五五〇メートル | 一〇三、〇二二、〇五〇・五七一メートル | 一〇三、〇二二、〇三〇・八七二メートル |
| Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 |
| 一〇三、〇二二、〇三〇・八七二メートル | 一〇三、〇二二、〇二七・八七六メートル | 一〇三、〇二二、〇二八・一八二メートル | 一〇三、〇二二、〇二八・六七五メートル | 一〇三、〇二二、〇二九・一六八メートル | 一〇三、〇二二、〇二九・九一八メートル | 一〇三、〇二二、〇三二・二六一メートル | 一〇三、〇二二、〇三六・七八二メートル | 一〇三、〇二二、〇三八・九七四メートル | 一〇三、〇二二、〇四〇・一六七メートル | 一〇三、〇二二、〇四〇・九三四メートル | 一〇三、〇二二、〇四二・八七五メートル | 一〇三、〇二二、〇四四・六二五メートル | 一〇三、〇二二、〇四六・五二〇メートル | 一〇三、〇二二、〇四八・四一六メートル | 一〇三、〇二二、〇五〇・三一二メートル | 一〇三、〇二二、〇五二・二〇八メートル | 一〇三、〇二二、〇五四・一〇四メートル | 一〇三、〇二二、〇五五・九九九メートル | 一〇三、〇二二、〇五七・八九五メートル | 一〇三、〇二二、〇五九・七九一メートル |

| 三〇二 | 三〇三 | 三〇四 | 三〇五 | 三〇六 | 三〇七 | 三〇八 | 三〇九 | 三一〇 | 三一一 | 三一二 | 三一三 | 三一四 | 三一五 | 三一六 | 三一七 | 三一八 | 三一九 | 三二〇 | 三二一 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 | Ｘ座標 |
| 一〇二、〇一一・四〇三メートル | 一〇二、〇一一、九九一・七六メートル | 一〇二、〇一一、九七二・一二七メートル | 一〇二、〇一一、九五二・四六四メートル | 一〇二、〇一一、九三二・四八五メートル | 一〇二、〇一一、九一二・六七七メートル | 一〇二、〇一一、八九三・四二五メートル | 一〇二、〇一一、八七四・一四四メートル | 一〇二、〇一一、八五六・五二〇メートル | 一〇二、〇一一、八三七・六八三メートル | 一〇二、〇一一、八一七・七一七メートル | 一〇二、〇一一、七九七・八一二メートル | 一〇二、〇一一、七七八・〇七八メートル | 一〇二、〇一一、七五八・二〇二メートル | 一〇二、〇一一、七三八・四〇四メートル | 一〇二、〇一一、七一八・六〇六メートル | 一〇二、〇一一、六九八・八〇八メートル | 一〇二、〇一一、六七九・〇一〇メートル | 一〇二、〇一一、六五八・二一二メートル | 一〇二、〇一一、六三八・四一四メートル |
| Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 | Ｙ座標 |
| 一〇二、〇二二、〇二八・二四〇三メートル | 一〇二、〇二二、〇三一・九九八メートル | 一〇二、〇二二、〇三五・七八〇メートル | 一〇二、〇二二、〇三七・九七二メートル | 一〇二、〇二二、〇三九・二七二メートル | 一〇二、〇二二、〇四一・四四一メートル | 一〇二、〇二二、〇四三・六九六メートル | 一〇二、〇二二、〇四五・八九三メートル | 一〇二、〇二二、〇四七・一四四メートル | 一〇二、〇二二、〇四九・三九〇メートル | 一〇二、〇二二、〇五一・五九九メートル | 一〇二、〇二二、〇五三・七八九メートル | 一〇二、〇二二、〇五五・九七八メートル | 一〇二、〇二二、〇五七・一七六メートル | 一〇二、〇二二、〇五九・三七四メートル | 一〇二、〇二二、〇六一・五七二メートル | 一〇二、〇二二、〇六三・七六九メートル | 一〇二、〇二二、〇六五・九六六メートル | 一〇二、〇二二、〇六七・一六四メートル | 一〇二、〇二二、〇六九・三六一メートル |

| 三二二 | 三二三 | 三二四 | 三二五 | 三二六 | 三二七 | 三二八 | 三二九 | 三三〇 | 三三一 | 三三二 | 三三三 | 三三四 | 三三五 | 三三六 | 三三七 | 三三八 | 三三九 | 三四〇 | 三四一 | 三四二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇二、九二七・九六〇メートル　Ｙ座標　一〇二、六三九・五〇七メートル | Ｘ座標　一〇二、九二二・〇四四メートル　Ｙ座標　一〇二、六二〇・四一三メートル | Ｘ座標　一〇二、九一八・一八二メートル　Ｙ座標　一〇二、六〇〇・七九六メートル | Ｘ座標　一〇二、九〇七・八二六メートル　Ｙ座標　一〇二、五八三・八〇六メートル | Ｘ座標　一〇二、八九五・八九七メートル　Ｙ座標　一〇二、五六七・七五九メートル | Ｘ座標　一〇二、八八三・〇〇二メートル　Ｙ座標　一〇二、五五二・〇〇二メートル | Ｘ座標　一〇二、八六九・八〇七メートル　Ｙ座標　一〇二、五三七・五四八メートル | Ｘ座標　一〇二、八五四・三四四メートル　Ｙ座標　一〇二、五二四・八六三メートル | Ｘ座標　一〇二、八三七・五〇〇メートル　Ｙ座標　一〇二、五一四・一〇〇メートル | Ｘ座標　一〇二、八二〇・八〇五メートル　Ｙ座標　一〇二、五〇三・一〇八メートル | Ｘ座標　一〇二、七九七・七四九メートル　Ｙ座標　一〇二、四九一・四三一メートル | Ｘ座標　一〇二、七八八・七四九メートル　Ｙ座標　一〇二、四七九・四一九メートル | Ｘ座標　一〇二、七七七・五一四メートル　Ｙ座標　一〇二、四六三・〇二五メートル | Ｘ座標　一〇二、七七〇・二一三メートル　Ｙ座標　一〇二、四四四・七五メートル | Ｘ座標　一〇二、七六七・八三四メートル　Ｙ座標　一〇二、四二四・六五七メートル | Ｘ座標　一〇二、七五六・一四五メートル　Ｙ座標　一〇二、四〇五・〇二九メートル | Ｘ座標　一〇二、七四九・一二六メートル　Ｙ座標　一〇二、三〇六・三一一メートル | Ｘ座標　一〇二、七五二・〇四九メートル　Ｙ座標　一〇二、三二六・〇〇五〇メートル | Ｘ座標　一〇二、七五六・四五三メートル　Ｙ座標　一〇二、三四五・五三四メートル | Ｘ座標　一〇二、七五八・九五八メートル　Ｙ座標　一〇二、三六五・三七四メートル | Ｘ座標　一〇二、七六一・九四九メートル　Ｙ座標　一〇二、三八五・二〇六メートル | Ｘ座標　一〇二、七六四・一九八メートル　Ｙ座標　一〇二、四〇五・〇二九メートル | Ｘ座標　一〇二、七六七・四五四メートル　Ｙ座標　一〇二、四二四・六五七メートル | Ｘ座標　一〇二、七七〇・二四五メートル　Ｙ座標　一〇二、四四四・〇七五メートル | Ｘ座標　一〇二、七七三・三八四メートル　Ｙ座標　一〇二、四六三・〇二五メートル | Ｘ座標　一〇二、七七六・一四九メートル　Ｙ座標　一〇二、四七九・四一九メートル | Ｘ座標　一〇二、七八八・七四九メートル　Ｙ座標　一〇二、四九一・四三一メートル | Ｘ座標　一〇二、八〇四・五七二メートル　Ｙ座標　一〇二、五〇三・一〇八メートル | Ｘ座標　一〇二、八三七・五〇〇メートル　Ｙ座標　一〇二、五一四・一〇〇メートル | Ｘ座標　一〇二、八五四・三四四メートル　Ｙ座標　一〇二、五二四・八六三メートル | Ｘ座標　一〇二、八六九・八〇七メートル　Ｙ座標　一〇二、五三七・五四八メートル | Ｘ座標　一〇二、八八三・〇〇二メートル　Ｙ座標　一〇二、五五二・〇〇二メートル | Ｘ座標　一〇二、八九五・八九七メートル　Ｙ座標　一〇二、五六七・七五九メートル | Ｘ座標　一〇二、九〇七・八二六メートル　Ｙ座標　一〇二、五八三・八〇六メートル | Ｘ座標　一〇二、九一八・一八二メートル　Ｙ座標　一〇二、六〇〇・七九六メートル | Ｘ座標　一〇二、九二二・〇四四メートル　Ｙ座標　一〇二、六二〇・四一三メートル | Ｘ座標　一〇二、九二七・九六〇メートル　Ｙ座標　一〇二、六三九・五〇七メートル |

| 三四三 | 三四四 | 三四五 | 三四六 | 三四七 | 三四八 | 三四九 | 三五〇 | 三五一 | 三五二 | 三五三 | 三五四 | 三五五 | 三五六 | 三五七 | 三五八 | 三五九 | 三六〇 | 三六一 | 三六二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇二、七四二・九二三メートル　Ｙ座標　一〇二、二八七・三四〇メートル | Ｘ座標　一〇二、七三三・九八八メートル　Ｙ座標　一〇二、二六九・四八四メートル | Ｘ座標　一〇二、七二三・九〇八メートル　Ｙ座標　一〇二、二五二・二一〇メートル | Ｘ座標　一〇二、七一二・七一一メートル　Ｙ座標　一〇二、二三五・六五三メートル | Ｘ座標　一〇二、七〇一・〇六〇メートル　Ｙ座標　一〇二、二一九・三七七メートル | Ｘ座標　一〇二、六九八・九三三メートル　Ｙ座標　一〇二、二〇二・七四五メートル | Ｘ座標　一〇二、六八八・八〇四メートル　Ｙ座標　一〇二、一九四・一八六メートル | Ｘ座標　一〇二、六六八・九〇四メートル　Ｙ座標　一〇二、一六八・八五メートル | Ｘ座標　一〇二、六六二・二八八メートル　Ｙ座標　一〇二、一五〇・一〇三メートル | Ｘ座標　一〇二、六五八・八一七メートル　Ｙ座標　一〇二、一三〇・四一七メートル | Ｘ座標　一〇二、六五五・九八〇メートル　Ｙ座標　一〇二、一一〇・六二〇メートル | Ｘ座標　一〇二、六五一・八七八メートル　Ｙ座標　一〇二、〇九一・〇五二メートル | Ｘ座標　一〇二、六四七・一六三メートル　Ｙ座標　一〇二、〇七一・一六メートル | Ｘ座標　一〇二、六四〇・〇七五メートル　Ｙ座標　一〇二、〇五二・九二〇メートル | Ｘ座標　一〇二、六三一・八九一メートル　Ｙ座標　一〇二、〇三四・七八四メートル | Ｘ座標　一〇二、六二〇・八〇二メートル　Ｙ座標　一〇二、〇〇〇・五〇九メートル | Ｘ座標　一〇二、六一一・四五一メートル　Ｙ座標　一〇二、〇〇一・〇二〇メートル | Ｘ座標　一〇二、六〇五・二〇三メートル　Ｙ座標　一〇二、九八一・五二一メートル | Ｘ座標　一〇二、六〇〇・六三二メートル　Ｙ座標　一〇二、九六二・〇五一メートル | Ｘ座標　一〇二、五九七・一二六メートル　Ｙ座標　一〇二、九四二・三六メートル |

| 三六三 | 三六四 | 三六五 | 三六六 | 三六七 | 三六八 | 三六九 | 三七〇 | 三七一 | 三七二 | 三七三 | 三七四 | 三七五 | 三七六 | 三七七 | 三七八 | 三七九 | 三八〇 | 三八一 | 三八二 | 三八三 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇一、九二二・五〇六メートル<br>Ｙ座標　一二一、五九四・九九八メートル | Ｘ座標　一〇一、九〇二・六九八メートル<br>Ｙ座標　一二一、五九二・二三四メートル | Ｘ座標　一〇一、八八二・九八八メートル<br>Ｙ座標　一二一、五八八・九五九メートル | Ｘ座標　一〇一、八六三・九一九メートル<br>Ｙ座標　一二一、五八三・一三七メートル | Ｘ座標　一〇一、八四六・二〇四メートル<br>Ｙ座標　一二一、五七三・九五二メートル | Ｘ座標　一〇一、八三一・一六八メートル<br>Ｙ座標　一二一、五六〇・七六六メートル | Ｘ座標　一〇一、八一七・七一四メートル<br>Ｙ座標　一二一、五四六・〇一八メートル | Ｘ座標　一〇一、八〇四・八八二メートル<br>Ｙ座標　一二一、五三〇・六七七メートル | Ｘ座標　一〇一、七九二・四六一メートル<br>Ｙ座標　一二一、五一五・〇四五メートル | Ｘ座標　一〇一、七八二・二九五メートル<br>Ｙ座標　一二一、四九七・八二二メートル | Ｘ座標　一〇一、七七二・一二九メートル<br>Ｙ座標　一二一、四八〇・五九九メートル | Ｘ座標　一〇一、七六三・一六八メートル<br>Ｙ座標　一二一、四六二・七二八メートル | Ｘ座標　一〇一、七五二・五二七メートル<br>Ｙ座標　一二一、四四五・八九一メートル | Ｘ座標　一〇一、七四〇・四四六メートル<br>Ｙ座標　一二一、四二九・九六五メートル | Ｘ座標　一〇一、七二六・九九七メートル<br>Ｙ座標　一二一、四一五・一六二メートル | Ｘ座標　一〇一、七一三・七一一メートル<br>Ｙ座標　一二一、四〇〇・二一四メートル | Ｘ座標　一〇一、七〇〇・四五〇メートル<br>Ｙ座標　一二一、三八五・二四三メートル | Ｘ座標　一〇一、六八六・三九四メートル<br>Ｙ座標　一二一、三七一・〇五九メートル | Ｘ座標　一〇一、六五五・七一六メートル<br>Ｙ座標　一二一、三四五・四一八メートル | Ｘ座標　一〇一、六三九・二八七メートル<br>Ｙ座標　一二一、三三四・二三六メートル |

| 三八四 | 三八五 | 三八六 | 三八七 | 三八八 | 三八九 | 三九〇 | 三九一 | 三九二 | 三九三 | 三九四 | 三九五 | 三九六 | 三九七 | 三九八 | 三九九 | 四〇〇 | 四〇一 | 四〇二 | 四〇三 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇一、六二〇・七一六メートル<br>Ｙ座標　一二一、三三七・一四二メートル | Ｘ座標　一〇一、六〇〇・八四四メートル<br>Ｙ座標　一二一、三二四・八八七メートル | Ｘ座標　一〇一、五八一・一四九メートル<br>Ｙ座標　一二一、三二一・四八八メートル | Ｘ座標　一〇一、五六一・四六四メートル<br>Ｙ座標　一二一、三一九・〇四一メートル | Ｘ座標　一〇一、五四二・六〇一メートル<br>Ｙ座標　一二一、三一二・四一九メートル | Ｘ座標　一〇一、五二六・六二一メートル<br>Ｙ座標　一二一、三〇〇・八一八メートル | Ｘ座標　一〇一、五一五・四一三メートル<br>Ｙ座標　一二一、二八四・三五二メートル | Ｘ座標　一〇一、五〇六・九三〇メートル<br>Ｙ座標　一二一、二六六・二六四メートル | Ｘ座標　一〇一、五〇〇・〇二六メートル<br>Ｙ座標　一二一、二四七・四九三メートル | Ｘ座標　一〇一、四九〇・九六四メートル<br>Ｙ座標　一二一、二二九・七八三メートル | Ｘ座標　一〇一、四七七・〇二五メートル<br>Ｙ座標　一二一、二一五・五〇八メートル | Ｘ座標　一〇一、四六〇・七八八メートル<br>Ｙ座標　一二一、二〇四・三三五メートル | Ｘ座標　一〇一、四四一・一一八メートル<br>Ｙ座標　一二一、二〇〇・七五一メートル | Ｘ座標　一〇一、四二一・二六四メートル<br>Ｙ座標　一二一、一九九・二九五メートル | Ｘ座標　一〇一、四〇一・三六九メートル<br>Ｙ座標　一二一、二〇一・三四二メートル | Ｘ座標　一〇一、三八二・六四六メートル<br>Ｙ座標　一二一、二〇七・八八〇メートル | Ｘ座標　一〇一、三六三・九五三メートル<br>Ｙ座標　一二一、一四一・九四七メートル | Ｘ座標　一〇一、三四五・〇二三メートル<br>Ｙ座標　一二一、二二一・四〇二メートル | Ｘ座標　一〇一、三二六・〇三一メートル<br>Ｙ座標　一二一、二二七・六七一メートル | Ｘ座標　一〇一、三〇六・九六メートル<br>Ｙ座標　一二一、二三三・六七二メートル |

| 四〇四 | 四〇五 | 四〇六 | 四〇七 | 四〇八 | 四〇九 | 四一〇 | 四一一 | 四一二 | 四一三 | 四一四 | 四一五 | 四一六 | 四一七 | 四一八 | 四一九 | 四二〇 | 四二一 | 四二二 | 四二三 | 四二四 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇一、二八七・三六四メートル<br>Ｙ座標　一二一、二三四・八三五メートル | Ｘ座標　一〇一、二六八・一三二メートル<br>Ｙ座標　一二一、二三二・五二一メートル | Ｘ座標　一〇一、二五五・〇四三メートル<br>Ｙ座標　一二一、二二一・三九九メートル | Ｘ座標　一〇一、二四三・八一三メートル<br>Ｙ座標　一二一、二〇一・二一一メートル | Ｘ座標　一〇一、二二九・三〇六メートル<br>Ｙ座標　一二一、一八七・四四五メートル | Ｘ座標　一〇一、一九七・三七五メートル<br>Ｙ座標　一二一、一六三・五八三メートル | Ｘ座標　一〇一、一九七・三七五メートル<br>Ｙ座標　一二一、一七四・四六〇メートル | Ｘ座標　一〇一、一二四・一二八メートル<br>Ｙ座標　一二一、一七四・四六〇メートル | Ｘ座標　一〇一、一六八・〇四四メートル<br>Ｙ座標　一二一、一三六・九〇四メートル | Ｘ座標　一〇一、一五七・七八四メートル<br>Ｙ座標　一二一、一一九・八九五メートル | Ｘ座標　一〇一、一四九・二〇八メートル<br>Ｙ座標　一二一、一〇一・八三六メートル | Ｘ座標　一〇一、一四〇・三三三メートル<br>Ｙ座標　一二一、〇八三・九二一メートル | Ｘ座標　一〇一、一三九・八四九メートル<br>Ｙ座標　一二一、〇六五・三九四メートル | Ｘ座標　一〇一、一二五・七〇八メートル<br>Ｙ座標　一二一、〇四六・六九三メートル | Ｘ座標　一〇一、一一八・二七六メートル<br>Ｙ座標　一二一、〇二八・一三五メートル | Ｘ座標　一〇一、一一〇・一一四メートル<br>Ｙ座標　一二一、〇〇九・八七六メートル | Ｘ座標　一〇一、一〇二・七六二メートル<br>Ｙ座標　一二〇、九九一・二九五メートル | Ｘ座標　一〇一、〇九五・八〇五メートル<br>Ｙ座標　一二〇、九七二・五五〇メートル | Ｘ座標　一〇一、〇八八・一八一メートル<br>Ｙ座標　一二〇、九五四・〇六〇メートル | Ｘ座標　一〇一、〇八〇・五三一メートル<br>Ｙ座標　一二〇、九三五・五八一メートル | Ｘ座標　一〇一、〇七二・八三二メートル<br>Ｙ座標　一二〇、九一七・一二三メートル |

| 四二五 | 四二六 | 四二七 | 四二八 | 四二九 | 四三〇 | 四三一 | 四三二 | 四三三 | 四三四 | 四三五 | 四三六 | 四三七 | 四三八 | 四三九 | 四四〇 | 四四一 | 四四二 | 四四三 | 四四四 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｘ座標　一〇一、八九九・八一四メートル<br>Ｙ座標　一二〇、〇六二・九八三メートル | Ｘ座標　一〇一、〇五一・一八九メートル<br>Ｙ座標　一二〇、八八三・一六七メートル | Ｘ座標　一〇一、〇四〇・七一四メートル<br>Ｙ座標　一二〇、八六六・五八七メートル | Ｘ座標　一〇一、〇二九・三三二メートル<br>Ｙ座標　一二〇、八五〇・一四三メートル | Ｘ座標　一〇一、〇一七・六九一メートル<br>Ｙ座標　一二〇、八三三・八八〇メートル | Ｘ座標　一〇一、〇〇六・五九六メートル<br>Ｙ座標　一二〇、八一七・二四四メートル | Ｘ座標　九九五・八〇一メートル<br>Ｙ座標　一二〇、八〇〇・四一六メートル | Ｘ座標　九九四・八六三メートル<br>Ｙ座標　一二〇、七八二・二四八メートル | Ｘ座標　九九三・九七七メートル<br>Ｙ座標　一二〇、七六四・九七六メートル | Ｘ座標　九九二・九三六メートル<br>Ｙ座標　一二〇、七四八・四八八メートル | Ｘ座標　九九一・八九五メートル<br>Ｙ座標　一二〇、七二九・五〇二メートル | Ｘ座標　九九〇・八七四メートル<br>Ｙ座標　一二〇、七一〇・九三五メートル | Ｘ座標　九八九・八四五メートル<br>Ｙ座標　一二〇、六九一・八一四メートル | Ｘ座標　九八八・八一〇メートル<br>Ｙ座標　一二〇、六七二・一八三メートル | Ｘ座標　九八七・八〇〇メートル<br>Ｙ座標　一二〇、六五二・一五五メートル | Ｘ座標　九八六・七九二メートル<br>Ｙ座標　一二〇、六三二・一二八メートル | Ｘ座標　九八五・七八四メートル<br>Ｙ座標　一二〇、六一二・一〇一メートル | Ｘ座標　九八四・七七五メートル<br>Ｙ座標　一二〇、五九二・〇七三メートル | Ｘ座標　九八三・七六六メートル<br>Ｙ座標　一二〇、五七三・〇四五メートル | Ｘ座標　九八二・七五八メートル<br>Ｙ座標　一二〇、五五四・〇一八メートル |

四四五
Ｙ座標　一二〇〇、五四五・三四二メートル
Ｘ座標　一二〇〇、九一二・〇一一メートル

四四六
Ｙ座標　一二〇〇、五三九・〇九六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、八九三・一七六メートル

四四七
Ｙ座標　一二〇〇、五三三・八六三メートル
Ｘ座標　一二〇〇、八七五・一七六メートル

四四八
Ｙ座標　一二〇〇、五三八・七七一メートル
Ｘ座標　一二〇〇、八五五・七八八メートル

四四九
Ｙ座標　一二〇〇、五四四・一九五メートル
Ｘ座標　一二〇〇、八三六・五四〇メートル

四五〇
Ｙ座標　一二〇〇、五五二・七九六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、八一八・五五九メートル

四五一
Ｙ座標　一二〇〇、五六三・四八六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、八〇一・六七八メートル

四五二
Ｙ座標　一二〇〇、五七八・〇五九メートル
Ｘ座標　一二〇〇、七八八・〇一二メートル

四五三
Ｙ座標　一二〇〇、五九四・四七七メートル
Ｘ座標　一二〇〇、七七六・六九九メートル

四五四
Ｙ座標　一二〇〇、六〇九・二三一メートル
Ｘ座標　一二〇〇、七六三・六三二メートル

四五五
Ｙ座標　一二〇〇、六二二・三二六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、七四八・五一五メートル

四五六
Ｙ座標　一二〇〇、六三五・三四八メートル
Ｘ座標　一二〇〇、七三三・三六六メートル

四五七
Ｙ座標　一二〇〇、六四八・二七六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、七一八・〇七六メートル

四五八
Ｙ座標　一二〇〇、六五九・〇四七メートル
Ｘ座標　一二〇〇、七〇一・二三八メートル

四五九
Ｙ座標　一二〇〇、六六五・八六五メートル
Ｘ座標　一二〇〇、六八二・九一四メートル

四六〇
Ｙ座標　一二〇〇、六六六・七一六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、六六二・九七〇メートル

四六一
Ｙ座標　一二〇〇、六六六・一一六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、六四三・〇五一メートル

四六二
Ｙ座標　一二〇〇、六六一・〇三六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、六二三・七一三メートル

四六三
Ｙ座標　一二〇〇、六五四・一〇五メートル
Ｘ座標　一二〇〇、六〇四・九五二メートル

四六四
Ｙ座標　一二〇〇、六五二・二三〇メートル
Ｘ座標　一二〇〇、五八五・一〇〇メートル

四六五
Ｙ座標　一二〇〇、六五五・四三四メートル
Ｘ座標　一二〇〇、五六五・三五八メートル

四六六
Ｙ座標　一二〇〇、六五八・三四六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、五四五・六二四メートル

四六七
Ｙ座標　一二〇〇、六五八・一六一メートル
Ｘ座標　一二〇〇、五二五・六二五メートル

四六八
Ｙ座標　一二〇〇、六五四・二五〇メートル
Ｘ座標　一二〇〇、四四六・九五七メートル

四六九
Ｙ座標　一二〇〇、六五〇・一六九メートル
Ｘ座標　一二〇〇、四八六・四七四メートル

四七〇
Ｙ座標　一二〇〇、六五〇・二五五メートル
Ｘ座標　一二〇〇、四六六・五五四メートル

四七一
Ｙ座標　一二〇〇、六五四・二五〇メートル
Ｘ座標　一二〇〇、四四六・九五七メートル

四七二
Ｙ座標　一二〇〇、六五八・三八九メートル
Ｘ座標　一二〇〇、四二七・六三〇メートル

四七三
Ｙ座標　一二〇〇、六六二・二〇七メートル
Ｘ座標　一二〇〇、四〇七・九〇一メートル

四七四
Ｙ座標　一二〇〇、六六三・八九九メートル
Ｘ座標　一二〇〇、三八七・九七二メートル

四七五
Ｙ座標　一二〇〇、六六五・七二メートル
Ｘ座標　一二〇〇、三六八・〇五六メートル

四七六
Ｙ座標　一二〇〇、六七一・五〇六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、三四八・九七六メートル

四七七
Ｙ座標　一二〇〇、六八一・八九九メートル
Ｘ座標　一二〇〇、三三一・九三二メートル

四七八
Ｙ座標　一二〇〇、六九一・八七五メートル
Ｘ座標　一二〇〇、三一四・六〇〇メートル

四七九
Ｙ座標　一二〇〇、七〇三・七八六メートル
Ｘ座標　一二〇〇、二九八・五六七メートル

四八〇
Ｙ座標　一二〇〇、七一六・六六〇メートル
Ｘ座標　一二〇〇、二八三・二七八メートル

四八一
Ｙ座標　一二〇〇、七三〇・〇三八メートル
Ｘ座標　一二〇〇、二六八・四一一メートル

四八二
Ｙ座標　一二〇〇、七四一・八一二メートル
Ｘ座標　一二〇〇、二五二・四七一メートル

四八三
Ｙ座標　一二〇〇、七四九・二六七メートル
Ｘ座標　一二〇〇、二三三・九一三メートル

**○国土交通省告示第千五十八号**

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）第六条第一号及び第四号の規定に基づき、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月九日

国土交通大臣　金子　恭之

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和四年国土交通省告示第九百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （講習時間並びに必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法）<br>**第一条**　無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「講習機関省令」という。）第六条第一号の告示で定める講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準は、次の表に掲げる区分による。<br>区分<br>一　二に掲げる者以外の者に係る課程<br>二　技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けていた無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の有効期間が満了する日から起算して三年を経過しない者に限る。）であって、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の五十四第一項及び第二項の規定により、学科試験及び実地試験の免除を受けようとするものに係る課程<br>講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準<br>別表第一に掲げる基準<br>別表第二に掲げる基準<br>2　講習機関省令第六条第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　対面により行う学科講習の受講者の数は、おおむね五十人以下であること。<br>二　実地講習の受講者の数は、一人の講師に対して、おおむね五人以下であること。<br>三　登録講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。<br>イ　無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置<br>ロ　事故が発生した場合における救助体制の確立<br>ハ　その他実地講習を行う場合において、適当と認められる措置<br>四　実地講習又は修了審査は、別表第三の上欄に掲げる施設及び設備であって、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。 | （講習時間並びに必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法）<br>**第一条**　無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「省令」という。）第六条第一号の告示で定める講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準は、別表第一のとおりとする。<br>2　省令第六条第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　対面により行う学科講習の受講者の数は、おおむね五十人以下であること。<br>二　実地講習の受講者の数は、一人の講師に対して、おおむね五人以下であること。<br>三　登録講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。<br>イ　無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置<br>ロ　事故が発生した場合における救助体制の確立<br>ハ　その他実地講習を行う場合において、適当と認められる措置<br>四　実地講習又は修了審査は、別表第二の上欄に掲げる施設及び設備であつて、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。 |

五　オンラインで講習を行う場合は、当該講習は、別表第四で定める基準に適合するものであること。

六　第一条第一項の表の二の項の課程に係る学科講習については、当該講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものとすること。

七　第一条第一項の表の二の項の課程に係る実地講習を操縦シミュレーターで行う場合は、当該講習は、別表第五で定める基準に適合する操縦シミュレーターを用いて行われるものであること。

（登録講習機関管理者及び講師に対する研修）

**第二条**　講習機関省令第六条第四号の告示で定める登録講習機関管理者に対する研修の基準は、別表第六のとおりとする。

2　講習機関省令第六条第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録講習機関において受けなければならない研修は、別表第七（第六号を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録講習機関の講師についての研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について、そのいずれか一方の研修の研修科目を省略することができる。

二　（略）

3　講習機関省令第六条第四号の告示で定める講師のうち、修了審査を行うことができる者（以下「修了審査員」という。）に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関は、修了審査員の候補者を選任し、当該者に対して、技能証明の区分に応じて、別表第七の基準に適合した研修を受けさせること。

二　登録講習機関は、別表第七第六号の研修を修了した者に対して、指定試験機関が発行する研修を修了したことを証する書類（次号において「審査員研修修了証明書」という。）を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任すること。

三・四　（略）

別表第一　講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準（第一条第一項の表の一の項関係）

一　学科講習

| 必要履修科目 | 必要履修科目の履修方法 | 必要履修科目の教育時間（注） |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 講習時間 | （略） | （略） |
| （略） | | |

五　オンラインで講習を行う場合は、当該講習は、別表第三で定める基準に適合するものであること。

（登録講習機関管理者及び講師に対する研修）

**第二条**　省令第六条第四号の告示で定める登録講習機関管理者に対する研修の基準は、別表第四のとおりとする。

2　省令第六条第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録講習機関において受けなければならない研修は、別表第五（第六号を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録講習機関の講師についての研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について、そのいずれか一方の研修の研修科目を省略することができる。

二　（略）

3　省令第六条第四号の告示で定める講師のうち、修了審査を行うことができる者（以下「修了審査員」という。）に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関は、修了審査員の候補者を選任し、当該者に対して、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の区分に応じて、別表第五の基準に適合した研修を受けさせること。

二　登録講習機関は、別表第五第六号の研修を修了した者に対して、指定試験機関が発行する研修を修了したことを証する書類（次号において「審査員研修修了証明書」という。）を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任すること。

三・四　（略）

別表第一　必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準

一　学科講習

| 必要履修科目 | 履修方法 | 時間数（注） |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 合計 | （略） | （略） |
| （略） | | |

二　実地講習

| 必要履修科目（注1、注2、注3） | 必要履修科目の履修方法 | 必要履修科目の教育時間及び各科目の履修要否 |
|---|---|---|
| | | （略） |
| 講習時間 | （略） | |
| （略） | | |

注
1・2　（略）
3　操縦シミュレーターでの講習については、履修科目ごとの最低時間数の四割を上限として講習時間に含めることができる。
4　（略）
5　二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書（いずれも航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）についての限定をしない技能証明に係るものに限る。）を有する場合には、これを免除することができる。
6～9　（略）

別表第二　講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準（第一条第一項の表の二の項関係）

一　学科講習

| 必要履修科目（注1、2） | 必要履修科目の履修方法 | 必要履修科目の教育時間 |
|---|---|---|
| 1　技能証明制度の概要<br>一　技能証明制度の枠組み<br>二　技能証明を有する者が遵守すべき事項<br>三　技能証明の取消し等<br>2　無人航空機を飛行させる者（以下「操縦者」という。）が遵守すべき事項<br>一　一般的な遵守事項<br>二　特定飛行を行う場合に遵守すべき事項<br>三　機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合の遵守すべき事項<br>四　遵守事項に違反した場合の罰則<br>3　最近の無人航空機関連の制度改正 | 講義（注3）及び視聴覚教材の視聴（4のみ） | 一等無人航空機操縦士 | 五十分以上（講義で三十分以上、視聴覚教材の視聴で二十分以上） |
| | | 二等無人航空機操縦士 | 五十分以上（講義で三十分以上、視聴覚教材の視聴で二十分以上） |

二　実地講習

| 必要履修科目（注1、注2、注3） | 履修方法 | 講習時間数及び各科目の履修要否 |
|---|---|---|
| | | （略） |
| 合計 | （略） | |
| （略） | | |

注
1・2　（略）
3　シミュレーターでの講習については、履修科目ごとの最低時間数の四割を上限として講習時間に含めることができる。
4　（略）
5　二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受けるために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書（いずれも法第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）についての限定をしない技能証明に係るものに限る。）を有する場合には、これを免除することができる。
6～9　（略）

（新設）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4　事故・重大インシデント事例及び教訓<br>一　事故・重大インシデントの概要<br>二　代表的な事故・重大インシデント事例及び教訓<br>三　事故・重大インシデントの発生状況<br>四　無人航空機による事故等の危険性<br>五　事故・重大インシデントを発生させないための遵守事項<br>5　運航ルール・事故防止に関する情報<br>一　無人航空機の機体の特徴<br>二　運航時の点検及び確認事項<br>三　操縦者の能力低下への対応<br>四　安全な運航のための意思決定体制 | | | |
| 6　一等無人航空機操縦士が留意すべき事項（注４）<br>一　カテゴリーⅢ（注５）飛行におけるリスク評価の基本的な考え方<br>二　リスク評価手法<br>三　機体の種類に応じた運航計画の留意事項<br>四　飛行の方法に応じた運航計画の留意事項 | 講義（注３）及び視聴覚教材の視聴 | 二十五分以上（講義で十五分以上、視聴覚教材の視聴で十分以上） | 一 |
| 7　技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力を失った者が再確認すべき事項<br>一　操縦者に求められる役割及び責任<br>二　安全な飛行のために操縦者が留意すべき事項<br>三　事故等が発生した際に無人航空機を飛行させる者が取るべき対応<br>四　規制の対象となる飛行の空域及び飛行方法 | 講義（注３） | 三十分以上 | 三十分以上 |
| 講習時間 | | 百五分以上 | 八十分以上 |

注

1　一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習を併せて受ける場合には、一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習のみ受講すればよいものとする。

2　直近において受けていた技能証明が複数の無人航空機の種類に係る限定がなされたものである場合においては、それぞれの種類ごとに学科講習を受ける必要はなく、直近において受けていた技能証明の資格の区分に応じて学科講習を受講すればよいものとする。

3　講義は、教本又はデジタル教材（教本と同一の内容であって、電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて教本に代えて提供される教材）を用いて行われるものとする。

4　一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習に限る。

5　法第百三十二条の八十五第一項の飛行の禁止空域における無人航空機の飛行及び法第百三十二条の八十六第二項の飛行の方法によらない無人航空機の飛行であって、立入管理措置を講ずることなく行うものをいう。

二　実地講習

| 必要履修科目（注1） | | 必要履修科目の教育時間及び内容（注2） | | | 講習時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 必要履修科目の履修方法 | | | | | |
| 必要履修科目の教育時間及び内容（注2） | 回転翼航空機（マルチローター） | 一等無人航空機操縦士（緊急着陸を伴う八の字飛行） | 実習（注3） | 1　操縦演習 | 十五分以上 |
| | | | | 2　操縦演習に基づく指導及び質疑応答 | 講義、演習又は実習（注3） | 十分以上 | 五分以上 |
| | | 二等無人航空機操縦士（緊急着陸を伴う八の字飛行） | | | 十五分以上 | 五分以上 |
| | 回転翼航空機（ヘリコプター） | 一等無人航空機操縦士（常事態における飛行） | | | 十一分以上 | 六分以上 | 十分以上 | 五分以上 |
| | | 二等無人航空機操縦士（異常事態における飛行） | | | 二十五分以上 | 十五分以上 | 十分以上 | 五分以上 |
| | 飛行機 | 一等無人航空機操縦士（緊急着陸を伴う八の字飛行） | | | 十五分以上 | 十分以上 | 十分以上 | 五分以上 |
| | | 二等無人航空機操縦士（八の字飛行） | | | 二十分以上 | 十五分以上 | 十分以上 | 五分以上 |

注
1　修了審査の時間は講習時間に含めない。
2　直近において受けていた技能証明が複数の無人航空機の種類に係る限定がなされたものである場合においては、それぞれの種類ごとに実地講習を受講すること。
3　第一条第二項第七号に掲げる操縦シミュレーターによる講習を受講した場合は、実地講習を受講したものとみなす。

別表第三　実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準

| 施設及び設備 | 基準 |
| --- | --- |
| （略） | |
| 二　実習空域（修了審査において用いるものに限る。） | イ　修了審査において無人航空機の種類がマルチローターであるものを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について法第百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。<br>(i)～(iii)　（略）<br>ロ・ハ　（略） |
| （略） | |

別表第四　オンライン講習の実施基準　（略）

別表第五　第一条第一項の表の二の項の課程に係る実地講習を操縦シミュレーターで行う場合の操縦シミュレーターに係る基準（第一条第二項第七号関係）

| 一　装置に係る基準 | 次に掲げる装置を有し、実地講習を再現できるものであること。<br>イ　天候、再現する実地講習用空域、再現する無人航空機等の情報をハの電子計算機に入力するための入力装置<br>※　再現する無人航空機は、実在する機体と可能な限り類似する性能を有し、別表第三第三号に掲げる基準に適合するものであること。<br>※　風速及び風量を設定する場合には、風速二メートル毎秒から三メートル毎秒までの一定の風量とすることが望ましい。<br>ロ　別表第三第三号の実習用無人航空機と組み合わせる送信機又は形状及び操作感（チューニング機能等を用いて調整できるもの）が実地講習用無人航空機と組み合わせる送信機に類似するもの<br>ハ　ロの送信機及びニの出力装置の制御並びに画像処理その他の必要な処理を行う電子計算機（訓練のための適切なプログラムを有するものに限る。） |
| --- | --- |

別表第二　実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準

| 施設及び設備 | 基準 |
| --- | --- |
| （略） | |
| 二　実習空域（修了審査において用いるものに限る。） | イ　修了審査において無人航空機の種類がマルチローターであるものを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。<br>(i)～(iii)　（略）<br>ロ・ハ　（略） |
| （略） | |

別表第三　オンライン講習の実施基準　（略）

（新設）

ニ　次に掲げる装置であってそれぞれに掲げる基準に適合するものからなる出力装置

(1)　ディスプレイ（画面、画面に表示する装置その他映像を表示する装置をいう。）次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(i)　奥行が判別できる大きさであること。

(ii)　機体及び実地講習用空域内の物体を判別可能な解像度で画面に表示できるものであること。

(iii)　別表第三第三号の実習用無人航空機を操縦した際の操縦者の視界を模した映像（飛行時の機体姿勢変化等に応じ適切に変化するものであって、操縦者にとって機体とその周りの状況が把握できる程度の視野角を有するものであること。）を連続的かつ自動的に画面に表示できるものであること。

(iv)　機体の位置及び高度が分かること。

※　実地講習用空域内の物体との相対的な位置関係又は計器情報として対地高度及び機体の速度（飛行機の場合には特に対気速度）を表示し、それらが画面上にて判別できることが望ましい。

(v)　操縦者の視点を固定できる機能を有すること。操縦者の視点から機体の姿勢が判別できること。

※　飛行機の講習においては、画面内に地面が見え続ける状態で固定できること。

(2)　音響装置　適切な音量にて、機体から発する音を再現できるものであること。

| | |
|---|---|
| 別表第六<br>登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準　（略） | 二　機能に係る基準<br>次に掲げる機能を有するものであること。<br>イ　入力装置によりあらかじめ入力した情報に基づき、円滑な映像処理及び音響処理ができ、送信機の操作に連動した機体の挙動を遅滞なく再現できること。<br>ロ　模擬飛行を繰り返し行うことができること。<br>ハ　講師によるフィードバックが行えるよう、受講者の操縦による飛行の安定性、機体の位置及び高度に関する情報を画面に表示できること。<br>※　指導を補助する機能として、飛行映像の記録・再生機能、模擬飛行中の表示映像及び音響を一時停止及び再開できる機能又は内部処理による自動判定および助言機能等の機能を有することが望ましい。 |
| 別表第七<br>講師に対する研修の内容及び方法の基準　（略） | |

別表第四
登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準　（略）

別表第五
講師に対する研修の内容及び方法の基準　（略）

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

## 独立行政法人工業所有権情報・研修館令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度独立行政法人工業所有権情報・研修館の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年12月９日

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
独立行政法人工業所有権情報・研修館
理事長　渡辺　　治

### 貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 〔資　産　の　部〕 | | 〔負　債　の　部〕 | |
| Ⅰ　流動資産 | | Ⅰ　流動負債 | |
| 現金及び預金 | 6,136,754,470 | 未払金 | 4,130,406,885 |
| 前払費用 | 26,979,467 | 未払費用 | 63,359,485 |
| 未収金 | 1,146,591 | 前受金 | 1,844,400 |
| 賞与引当金見返㈱ | 103,460,765 | 預り金 | 15,278,490 |
| その他 | 477,685 | 引当金 | |
| 流動資産合計 | 6,268,818,978 | 賞与引当金 | 103,460,765 |
| Ⅱ　固定資産 | | 流動負債合計 | 4,314,350,025 |
| １．有形固定資産 | | Ⅱ　固定負債 | |
| 建物附属設備 | 175,533,810 | 資産見返負債㈱ | |
| 減価償却累計額 | 114,200,948 | 資産見返運営費交付金 | 308,967,565 |
| | 61,332,862 | 引当金 | |
| 器具備品 | 1,900,065 | 退職給付引当金 | 16,211,506 |
| 減価償却累計額 | 1,900,063 | 固定負債合計 | 325,179,071 |
| | 2 | 負債合計 | 4,639,529,096 |
| 有形固定資産合計 | 61,332,864 | | |
| ２．無形固定資産 | | | |
| 電話加入権 | 1,020,600 | | |
| 無形固定資産合計 | 1,020,600 | 〔純　資　産　の　部〕 | |
| ３．投資その他の資産 | | Ⅰ　資本剰余金 | |
| 敷金・保証金 | 247,634,701 | 資本剰余金 | 1,975,080 |
| 退職給付引当金見返㈱ | 16,211,506 | その他行政コスト累計額㈱ | |
| 投資その他の資産合計 | 263,846,207 | 減損損失相当累計額 | △　954,480 |
| 固定資産合計 | 326,199,671 | 資本剰余金合計 | 1,020,600 |
| | | Ⅱ　利益剰余金 | |
| | | 当期未処分利益 | 1,954,468,953 |
| | | （うち当期総利益） | （1,954,468,953） |
| | | 利益剰余金合計 | 1,954,468,953 |
| | | 純資産合計 | 1,955,489,553 |
| 資産合計 | 6,595,018,649 | 負債純資産合計 | 6,595,018,649 |

㈱　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

### 損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

| 科目 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　経常費用 | | | |
| １．業務費 | | | |
| 給与、賞与及び手当 | 1,241,793,028 | | |
| 法定福利費 | 182,948,098 | | |
| 賞与引当金繰入 | 84,481,074 | | |
| 賃借料 | 254,920,427 | | |
| 備品消耗品費 | 24,902,903 | | |
| 水道光熱費 | 6,036,122 | | |
| 印刷製本費 | 12,361,909 | | |
| 通信運搬費 | 8,648,586 | | |
| 業務委託費 | 4,673,976,281 | | |
| 内国旅費 | 70,633,510 | | |
| 外国旅費 | 1,744,946 | | |
| 派遣研修費 | 75,689,457 | | |
| 研修生派遣旅費 | 22,918,290 | | |
| 諸謝金 | 36,743,410 | | |
| 雑役務費 | 44,721,084 | | |
| 業務外注費 | 2,032,139,523 | | |
| 特許関係図書等購入費 | 40,851,769 | | |
| その他 | 1,869,182 | | |
| 減価償却費 | 9,860,789 | 8,827,240,388 | |
| ２．一般管理費 | | | |
| 役員報酬 | 36,297,934 | | |
| 給与、賞与及び手当 | 186,457,786 | | |
| 法定福利費 | 37,594,764 | | |
| 賞与引当金繰入 | 18,979,691 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 退職給付引当金繰入 | 5,772,313 | | |
| 賃借料 | 174,483,462 | | |
| 備品消耗品費 | 5,599,669 | | |
| 通信運搬費 | 2,145,430 | | |
| 水道光熱費 | 9,392,364 | | |
| 内国旅費 | 2,521,050 | | |
| 広告宣伝費 | 1,479,978 | | |
| 業務外注費 | 363,350,051 | | |
| 雑役務費 | 27,610,845 | | |
| 租税公課 | 2,570,600 | | |
| 福利厚生費 | 3,493,270 | | |
| その他 | 1,622,075 | | |
| 減価償却費 | 1,841,465 | 881,212,747 | |
| 経常費用合計 | | | 9,708,453,135 |
| Ⅱ　経常収益 | | | |
| １．運営費交付金収益㈱ | | 11,453,818,706 | |
| ２．複写手数料収入 | | 374,940 | |
| ３．研修受講料収入 | | 73,818,800 | |
| ４．資産見返運営費交付金戻入㈱ | | 25,674,654 | |
| ５．引当金見返収益㈱ | | 109,233,078 | |
| ６．雑収入 | | 1,910 | |
| 経常収益合計 | | | 11,662,922,088 |
| 経常利益 | | | 1,954,468,953 |
| 当期純利益 | | | 1,954,468,953 |
| 当期総利益 | | | 1,954,468,953 |

㈱　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

## 利益の処分に関する書類

（令和７年10月28日）　　（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | | 1,954,468,953 |
| 当期総利益 | | 1,954,468,953 | |
| Ⅱ　利益処分額 | | | 1,954,468,953 |
| 積立金 | | 1,219,524,977 | |
| 独立行政法人通則法第44条第３項により主務大臣の承認を受けた額 | | 734,943,976 | |
| 産業財産権情報提供の機能向上積立金 | 146,988,795 | | |
| 知的財産の権利取得・活用支援の拡充積立金 | 367,471,988 | | |
| 研修に係る設備の改修積立金 | 73,494,398 | | |
| 業務用情報システム及びセキュリティの向上積立金 | 146,988,795 | | |

〔重要な会計方針〕

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によっております。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

〔退職給付に係る注記〕

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 17,234,993円 |
| 退職給付費用 | 5,772,313円 |
| 退職給付の支払額 | △　6,795,800円 |
| 期末における退職給付引当金 | 16,211,506円 |

⑵　退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 5,772,313円 |

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、6,385,612円でした。

〔金融商品の時価等に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

預金及び未払金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

〔資産除去債務関係〕

当法人は、特許庁庁舎の国有財産使用許可書及び事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する庁舎及び事務所等の使用期限が明確でなく、移転時期も未定であることから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔リース取引に関する注記〕

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料は下記のとおりです。

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　166,945,092円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　500,835,276円

〔その他情報〕

１．重要な債務負担行為

（単位：円）

| 件　名 | 契約額 | 翌事業年度以降支払予定額 |
|---|---|---|
| ＩＰランドスケープ支援事業（委託） | 249,150,000 | 138,862,350 |
| ＩＮＰＩＴ知財支援基盤整備事業 | 73,412,020 | 47,971,550 |
| 令和７年度「知財力開発校支援事業」運営支援委託業務 | 83,044,664 | 81,954,394 |
| 知財マネジメント人材育成教材の開発、普及及び利活用促進業務委託事業 | 74,978,200 | 35,506,900 |

２．重要な後発事象

該当事項はありません。

３．損益計算書の表示科目の変更

前事業年度まで、損益計算書の経常費用における業務費を工業所有権関係公報等閲覧業務費、審査審判関係図書等整備業務費、特許情報の高度利用による権利化推進事業費、工業所有権情報普及業務費、工業所有権相談等業務費、情報システム業務費及び人材育成業務費に区分して表示しておりましたが、独立行政法人工業所有権情報・研修館法の改正を契機に財務諸表の明瞭性及び簡潔性を高めるため、当事業年度より業務費を区分せず集約して表示しております。

## 令和６年度日本郵政共済組合の決算に関する公告

令和７年12月９日

東京都千代田区大手町２－３－１

日本郵政共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 65,072 | 流動負債 | 2,654 |
| | | 固定負債 | 16,771 |
| | | 剰余金 | 45,646 |
| 合計 | 65,072 | 合計 | 65,072 |

備考：記載金額は、単位未満を切り捨てて計上している（以下同じ。）

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | 202,911 | 経常収益 | 206,715 |
| 特別損失 | 79 | 特別利益 | 123 |
| 当期利益金 | 3,847 | | |
| 合計 | 206,838 | 合計 | 206,838 |

２　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,960 | 流動負債 | 732 |
| 固定資産 | 470 | 固定負債 | 53 |
| | | 剰余金 | 2,644 |
| 合計 | 3,431 | 合計 | 3,431 |

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | 1,054 | 経常収益 | 1,370 |
| 特別損失 | 6 | 特別利益 | 0 |
| 当期利益金 | 309 | | |
| 合計 | 1,370 | 合計 | 1,370 |

３　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 14,358 | 流動負債 | 641 |
| 固定資産 | 1,078 | 固定負債 | 7 |
| | | 剰余金 | 14,787 |
| 合計 | 15,437 | 合計 | 15,437 |

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | 5,203 | 経常収益 | 5,994 |
| 特別損失 | 4 | 特別利益 | 0 |
| 当期利益金 | 787 | | |
| 合計 | 5,994 | 合計 | 5,994 |

４　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令７年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 57 | 流動負債 | 6 |
| 固定資産 | 11 | 固定負債 | 0 |
| | | 剰余金 | 62 |
| 合計 | 69 | 合計 | 69 |

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | 22 | 経常収益 | 20 |
| 特別損失 | 0 | 特別利益 | 0 |
| | | 当期損失金 | 2 |
| 合計 | 22 | 合計 | 22 |

５　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 10,440 | 流動負債 | 317 |
| 固定資産 | 13,345 | 固定負債 | 77 |
| | | 剰余金 | 23,391 |
| 合計 | 23,786 | 合計 | 23,786 |

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | 1,183 | 経常収益 | 366 |
| 特別損失 | 5 | 特別利益 | 0 |
| | | 当期損失金 | 822 |
| 合計 | 1,189 | 合計 | 1,189 |

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

札幌市北区屯田四条五丁目七番一六号

有限会社エスピーピーコーポレーション

清算人　森田　一宏

**解散公告**

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

北海道室蘭市中島町三丁目二三番一五号

有限会社永昂建設

清算人　高橋　郁夫

**解散公告**

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

北海道北見市美芳町二丁目六番七号

株式会社丸紅ベニヤ

代表清算人　北川　智絵

**解散公告**

当社は、令和七年十一月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

青森県青森市古川三丁目二四番二号

有限会社盛興業社石油販売店

清算人　盛　二峰子

**解散公告**

当社は、令和七年十一月十三日開催の株主総会の決議により令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

仙台市泉区北中山一丁目一八番地の八

有限会社興正建設

清算人　小倉　航時

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

宮城県岩沼市中央四丁目一一番六号

株式会社進藤タイヤ

代表清算人　進藤　稔

**解散公告**

当社は、令和七年七月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に対し債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

宮城県仙台市宮城野区枡江二番三二―四〇五号

株式会社ＰＨＹＳＩＰＯ

代表清算人　伊藤　俊

**解散公告**

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

茨城県石岡市下林一三七一番地の二

鈴木造園土木有限会社

清算人　鈴木冨士子

**解散公告**

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸一五九九番地一

株式会社ＨＡＲ

代表清算人　萩原　勲

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

千葉県印西市牧の原四丁目八番地六

株式会社パルスデザイン

代表清算人　矢島祐紀子

**解散公告**

当社は、令和七年十一月四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＳＨＫホテルズ特定目的会社

代表清算人　金谷　正文

**解散公告**

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都西東京市保谷町六丁目二五番二号

有限会社ながさか

清算人　永坂　俊之

**解散公告**

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都品川区西五反田八丁目一番五号

株式会社ＫＣ技研

代表清算人　橋本　優希

**解散公告**

当社は、総社員の同意により令和七年十一月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ROPPONGI International合同珍社

清算人　粟国　正樹

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により令和七年十一月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ROPPONGI International一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都千代田区神田小川町三丁目二〇番地

株式会社千代田文芸社

代表清算人　大西　正行

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都渋谷区神宮前五丁目一七番一三号

Ｅｄｉｖ合同会社

清算人

カシュクリ・ネジャド・ケィヴァン

**解散公告**

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都中野区若宮三丁目四二番五号

リンカー株式会社

代表清算人　箭内　実

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都港区三田三丁目五―二七三田ツインビル西館一〇階

株式会社Ｄａｔａｓｅｅｄ

代表清算人　福田　匡史

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都荒川区東日暮里三丁目二八番五号Ｃｒｙｓｔａｌ Ｂｕｉｌｄｉｎｇ一Ｆ

三岩電子株式会社

代表清算人　張　兵

**解散公告**

当社は、令和七年十一月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

東京都目黒区東山一丁目二九番二号

ｉｉＮｏｍｉ株式会社

代表清算人　ジェイカップ・ブライアン・ジョセフ

**解散公告**

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

神奈川県相模原市中央区田名三二九九番地四

有限会社伊藤レース工業

清算人　伊藤裕里子

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸南六丁目五番一一号

株式会社クレル

代表清算人　金子　博之

**解散公告**

当社は令和七年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上七八番地一

有限会社ひのき

清算人　伊藤　麻紀

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

横浜市中区相生町一丁目一七番一号パークビューヨコハマ一〇〇一号室

株式会社Ｎ・Ｙコーポレーション

代表清算人　山越　繁

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目九番七―五〇三号

ランドエステート株式会社

代表清算人　木元　修

**解散公告**

当社は、令和七年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

神奈川県横浜市南区永田東二丁目二番一六―四号

株式会社ＡＩコンサルタント

代表清算人　升澤　裕介

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

神奈川県中郡大磯町大磯一二五二番地三七

一般社団法人アグリデザイン研究所

代表清算人　菊池　健藏

**解散公告**

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

新潟県南魚沼市畔地字東川端八九番四

有限会社ワカイ

清算人　若井　輝雄

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

福井県越前市平林町第一九号六〇番地

合同会社Ａｎｏｄｅ

清算人　大塚　豊和

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

長野県諏訪郡富士見町落合一一〇六三―一

合同会社Ｋｒｅａｔｉｏｎ

清算人　中山　唯花

**解散公告**

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

長野県諏訪郡下諏訪町社六九九二番地七二

株式会社北原精機

代表清算人　北原　里一

**解散公告**

当組合は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

岐阜市宇佐南二丁目二番二号岐阜ギヤー工業株式会社内

岐阜金属振興協同組合

清算人　松波　俊宣

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

大阪市天王寺区玉造本町一二番五号

株式会社加藤商店

代表清算人　加藤　秀行

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

大阪府八尾市志紀町二丁目一七八番地

株式会社志紀ファミリー

代表清算人　小山泰一郎

**解散公告**

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

大阪市西区京町堀二丁目三番六号

エヒメ商事株式会社

代表清算人　下地　幸子

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

大阪市阿倍野区松崎町三丁目九番三〇号

有限会社アイ・ディー・エス

清算人　池田　亮

**解散公告**

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

兵庫県淡路市岩屋六五一番地の一

進明汽船有限会社

代表清算人　中来田　進

**解散公告**

当社は、令和七年十一月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

神戸市垂水区川原五丁目二番三号川原ビル一〇一号室

有限会社神戸不動産

清算人　山内　義弘

**解散公告**

当法人は、令和七年十月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

岡山県都窪郡早島町前潟一六七番地五

一般社団法人全日本ミニマリスト協会

代表清算人　堀脇　泰治

**解散公告**

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

広島県呉市音戸町早瀬二丁目九番三号

有限会社沢原汽船

清算人　沢原　俊勝

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

広島県呉市安浦町内海南四丁目三番九号

株式会社モリヒロ

代表清算人　森　貴之

**解散公告**

当社は、令和七年十一月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

徳島市富田橋二丁目三九番地二

有限会社林ショップ

清算人　林　晴生

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

香川県高松市木太町二八五〇番地一一

株式会社ＧＯＯＤ　ＮＥＥＤ

代表清算人　新田　義明

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

香川県高松市古馬場町九番地二七

ＴＣビル二階

株式会社ＡＤＡＭＡＳ

代表清算人　中丸　大志

**解散公告**

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

高知市横浜五六番地一

株式会社秀徳建設

代表清算人　楠瀬　陽輔

**解散公告**

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

福岡県嘉麻市山野二一四四番地四

合同会社Ｖｅｉｎｔｉｄｏｓ

清算人　渡辺紘一郎

**解散公告**

当社は、令和七年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須六六番地一

三愛シティライフ箱崎一五―四〇三号

株式会社Ｋ・ブリッジ

代表清算人　小柳　眞一

**解散公告**

当社は、令和七年十一月十一日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

福岡市東区社領二丁目二一番三一号

有限会社タクリョウ

清算人　平方　良二

**解散公告**

当法人は、令和七年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

福岡県八女市立花町谷川一一五六番地

特定非営利活動法人ふくし邑

清算人　樋口　芳子

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

熊本県八代市大村町四一四番二

合同会社Ｎａｏｓｕｓ

清算人　吉田　貴之

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

鹿児島市川上町二五九二番地四

有限会社スペースアート清

清算人　新地　清徳

**解散公告（第一回）**

当法人は、令和七年十一月二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

長野県長野市上松二丁目一番三七号

パラシオ城山管理組合法人

清算人　阿部　文彦

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和六年一月二十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

神奈川県横浜市港北区篠原東一丁目九番一号

宗教法人慶斉会

清算人　山田　俊雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和七年十月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

新潟県五泉市村松乙一三五番地

医療法人社団笠原内科医院

代表清算人　笠原　経子

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

沖縄県浦添市字前田一一四九番地一四

医療法人くすの木会

清算人　楠見　彰

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和七年八月二十一日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和七年十一月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月九日

大分市二又町二丁目六番四四号

医療法人福沢眼科

清算人　福澤　俊文

## 第43期決算公告

2025年12月9日

青森県平川市大坊竹原218番地１

**あすなろ理研株式会社**

代表取締役　西堀　渉

**貸借対照表の要旨**（2025年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 62,154 |
| | 固定資産 | 98,596 |
| | 合計 | 160,751 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 76,909 |
| | 固定負債 | 16,439 |
| | 株主資本 | 67,402 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 27,402 |
| | 利益準備金 | 54 |
| | その他利益剰余金 | 27,348 |
| | （うち当期純利益） | (1,657) |
| | 合計 | 160,751 |

## 第 33 期 決 算 公 告

令和７年 12 月９日

千葉県市川市田尻１丁目９番11号

**エヌ・シー・フーズ株式会社**

代表取締役　内田　　茂

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,151,596 |
| | 固定資産 | 132,224 |
| | 合計 | 1,283,820 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 754,248 |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | 529,572 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 552,072 |
| | (利益準備金) | (7,500) |
| | (その他利益剰余金) | (544,572) |
| | (うち当期純利益) | (23,739) |
| | 自己株式 | △52,500 |
| | 合計 | 1,283,820 |

## 第 64 期 決 算 公 告

令和７年11月13日

東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目４番５号

**株式会社綜合デザイン**

代表取締役　西川　剛

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 9,894,927 |
| | 固定資産 | 658,722 |
| | **資産合計** | **10,553,649** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 6,399,244 |
| | 固定負債 | 136,779 |
| | 株主資本 | 4,017,625 |
| | 資本金 | 90,000 |
| | 利益剰余金 | 3,927,625 |
| | 利益準備金 | 22,500 |
| | その他利益剰余金 | 3,905,125 |
| | （うち当期純利益） | (430,054) |
| | **負債・純資産合計** | **10,553,649** |

## 合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月九日

千葉県千葉市中央区本千葉町四番三号
（甲）ＣＤＣアクアサービス株式会社
代表取締役　川﨑　尉匡

東京都港区芝五丁目三四番二号
（乙）株式会社水道アセットサービス
代表取締役　土屋　剛

## 第３期決算公告

令和７年12月９日

千葉県千葉市中央区本千葉町４番３号
**ＣＤＣアクアサービス株式会社**
代表取締役　川﨑　尉匡

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 824,538 | 流動負債 | 457,283 |
| 固定資産 | 120,363 | 固定負債 | 387,588 |
| 繰延資産 | 1,514 | （うち退職給付引当金） | (387,588) |
| | | 株主資本 | 101,544 |
| | | 資本金 | 20,000 |
| | | 資本剰余金 | 51,520 |
| | | その他資本剰余金 | 51,520 |
| | | 利益剰余金 | 30,024 |
| | | その他利益剰余金 | 30,024 |
| | | （うち当期純利益） | (27,760) |
| **資産合計** | **946,416** | **負債・純資産合計** | **946,416** |

## 第51期決算公告

令和７年12月９日

東京都港区芝五丁目34番２号
**株式会社水道アセットサービス**
代表取締役　土屋　剛

**貸借対照表の要旨**　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 656,150 | 流動負債 | 132,222 |
| 固定資産 | 82,024 | （うち賞与引当金） | (23,763) |
| | | 固定負債 | 2,350 |
| | | （うち退職給付引当金） | (2,350) |
| | | 株主資本 | 603,602 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 5,800 |
| | | 資本準備金 | 5,800 |
| | | 利益剰余金 | 497,802 |
| | | 利益準備金 | 5,250 |
| | | その他利益剰余金 | 492,552 |
| | | （うち当期純利益） | (23,961) |
| **資産合計** | **738,175** | **負債・純資産合計** | **738,175** |

**第 25 期決算公告**　令和７年12月９日
東京都港区南麻布二丁目４番７号
**株式会社ビーエヌシー**
代表取締役　原　　章
**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,566 |
| | 固定資産 | 50 |
| | **資産合計** | **1,616** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 595 |
| | 賞与引当金 | 14 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 退職給付引当金 | 0 |
| | 株主資本 | 1,021 |
| | 資本金 | 30 |
| | 利益剰余金 | 991 |
| | 利益準備金 | 7 |
| | その他利益剰余金 | 983 |
| | （うち当期純利益） | (17) |
| | **負債・純資産合計** | **1,616** |

**第 19 期決算公告**　令和７年12月９日
東京都港区赤坂三丁目１番６号
**株式会社埼玉商事**
代表取締役　久保田春吉
**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 757 |
| | 固定資産 | 41 |
| | **資産合計** | **798** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 459 |
| | 賞与引当金 | 12 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 退職給付引当金 | 0 |
| | 株主資本 | 338 |
| | 資本金 | 30 |
| | 利益剰余金 | 308 |
| | 利益準備金 | 7 |
| | その他利益剰余金 | 301 |
| | （うち当期純損失） | (67) |
| | **負債・純資産合計** | **798** |

**第６期決算公告**　令和７年10月24日
東京都千代田区麹町四丁目３番地３
**株式会社ウインドエナジーコンサルティング**
代表取締役　今村　　博
**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 105,226,762 |
| | 固定資産 | 35,974,315 |
| | **資産合計** | **141,201,077** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 36,810,253 |
| | 固定負債 | 16,454,000 |
| | 株主資本 | 87,936,824 |
| | 資本金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | 77,936,824 |
| | その他利益剰余金 | 77,936,824 |
| | （うち当期純利益） | (1,775,970) |
| | **負債・純資産合計** | **141,201,077** |

**第 14 期決算公告**
令和７年12月９日
東京都江戸川区南葛西三丁目４番13号
**株式会社ウェブダ**
代表取締役　布施　寿彦
**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 15,727,583 |
| | **資産合計** | **15,727,583** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 0 |
| | **負債合計** | **0** |
| | 株主資本 | 15,727,583 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | 12,727,583 |
| | その他利益剰余金 | 12,727,583 |
| | （うち当期純損失） | (1,516,429) |
| | **純資産合計** | **15,727,583** |
| | **負債・純資産合計** | **15,727,583** |

**第 26 期決算公告**　令和７年12月９日
東京都港区赤坂一丁目５番15号
**株式会社ティーエルエム**
代表取締役　原　　章
**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,225 |
| | 固定資産 | 48 |
| | **資産合計** | **1,274** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 568 |
| | 賞与引当金 | 14 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 退職給付引当金 | 0 |
| | 株主資本 | 706 |
| | 資本金 | 30 |
| | 利益剰余金 | 676 |
| | 利益準備金 | 7 |
| | その他利益剰余金 | 668 |
| | （うち当期純損失） | (37) |
| | **負債・純資産合計** | **1,274** |

**第 25 期決算公告**　令和７年12月９日
東京都港区北青山二丁目７番20号
**株式会社ワイエルシー**
代表取締役　平井　裕史
**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 953 |
| | 固定資産 | 125 |
| | **資産合計** | **1,079** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 901 |
| | 賞与引当金 | 14 |
| | 固定負債 | 9 |
| | 退職給付引当金 | 9 |
| | 株主資本 | 168 |
| | 資本金 | 30 |
| | 利益剰余金 | 138 |
| | 利益準備金 | 7 |
| | その他利益剰余金 | 130 |
| | （うち当期純損失） | (91) |
| | **負債・純資産合計** | **1,079** |

**第 22 期決算公告**　2025年12月９日
東京都千代田区麹町一丁目４番４号
**健美家株式会社**
代表取締役　成瀬　亮輔
**貸借対照表の要旨**（2025年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,184,720 |
| | 固定資産 | 144,799 |
| | **合計** | **1,329,519** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 251,893 |
| | 固定負債 | 166,800 |
| | 株主資本 | 910,825 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 900,825 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 898,325 |
| | （うち当期純利益） | (121,848) |
| | **合計** | **1,329,519** |

**決　算　公　告**
令和７年 12 月９日
東京都港区赤坂二丁目23番１号
**株式会社あらた**
代表取締役　堀口　　新
**貸借対照表の要旨**
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 739,363 |
| | **資産合計** | **739,363** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 16,895,315 |
| | 株主資本 | △16,155,952 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | △19,155,952 |
| | その他利益剰余金 | △19,155,952 |
| | （うち当期純損失） | (7,095,382) |
| | **負債・純資産合計** | **739,363** |

**第１期決算公告**　令和７年11月14日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー16階
**ＦＩＮＸ　Ｊａｐａｎ株式会社**
代表取締役　陳　　海騰
**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 45,292,823 |
| | 固定資産 | 6,221,539 |
| | 繰延資産 | 863,735 |
| | **資産合計** | **52,378,097** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 11,826,040 |
| | 株主資本 | 40,552,057 |
| | 資本金 | 72,500,000 |
| | 資本剰余金 | 72,500,000 |
| | 資本準備金 | 72,500,000 |
| | 利益剰余金 | △104,447,943 |
| | その他利益剰余金 | △104,447,943 |
| | （うち当期純損失） | (104,447,943) |
| | **負債・純資産合計** | **52,378,097** |

**第 15 期決算公告**　令和７年11月10日
東京都品川区西五反田二丁目11番８号
**株式会社学研メディカルサポート**
代表取締役　清水　　修
**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,632,947 |
| | 固定資産 | 213,015 |
| | **合計** | **3,845,963** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 1,360,857 |
| | 固定負債 | 101,500 |
| | 株主資本 | 2,383,605 |
| | 資本金 | 49,000 |
| | 資本剰余金 | 49,000 |
| | 資本準備金 | 49,000 |
| | 利益剰余金 | 2,285,605 |
| | 利益準備金 | 6,001 |
| | その他利益剰余金 | 2,279,603 |
| | （うち当期純利益） | (503,034) |
| | **合計** | **3,845,963** |

**第 11 期決算公告**　令和７年12月９日
東京都千代田区麹町一丁目４番地４
**株式会社LIFULL senior**
代表取締役　福澤　秀一
**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 584,245 |
| | 固定資産 | 99,510 |
| | **合計** | **683,756** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 270,199 |
| | （うち賞与引当金） | (54,299) |
| | 株主資本 | 413,556 |
| | 資本金 | 57,479 |
| | 資本剰余金 | 57,479 |
| | 資本準備金 | 57,479 |
| | 利益剰余金 | 298,597 |
| | その他利益剰余金 | 298,597 |
| | （うち当期純利益） | (12,247) |
| | **合計** | **683,756** |

**第 16 期決算公告**
令和７年 12 月９日
東京都港区南青山二丁目５番20号
**株式会社帝国データバンクアクシス**
代表取締役　後藤　健夫
**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,556,815 |
| | 固定資産 | 109,269 |
| | **合計** | **1,666,084** |
| 負純資債産及のび部 | 流動負債 | 335,599 |
| | 株主資本 | 1,330,485 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 1,300,485 |
| | 利益準備金 | 7,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,292,985 |
| | （うち当期純利益） | (273,521) |
| | **合計** | **1,666,084** |

## 第79期決算公告

令和７年12月９日
東京都千代田区飯田橋一丁目５番10号
**教科書販売株式会社**
代表取締役社長　井澤　貞行

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,533,127 |
| | 固定資産 | 4,270,899 |
| | 合計 | 7,804,026 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 214,338 |
| | 固定負債 | 1,001,598 |
| | 株主資本 | 6,588,090 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 6,568,090 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 6,563,090 |
| | （うち当期純利益） | (284,895) |
| | 合計 | 7,804,026 |

## 第53期決算公告

令和７年12月９日
東京都中央区新川一丁目８番６号
**秩父興産株式会社**
代表取締役　坂東　正隆

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,173,261 |
| | 固定資産 | 269,058 |
| | 合計 | 1,442,320 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 738,480 |
| | （うち引当金） | (2,200) |
| | 固定負債 | 27,029 |
| | （うち引当金） | (26,687) |
| | 株主資本 | 676,810 |
| | 資本金 | 61,000 |
| | 利益剰余金 | 615,810 |
| | 利益準備金 | 15,250 |
| | その他利益剰余金 | 600,560 |
| | （うち当期純利益） | (51,463) |
| | 合計 | 1,442,320 |

## 第61期決算公告

令和７年10月29日
東京都千代田区紀尾井町３番６号
**第一企業株式会社**
代表取締役　辻岡　憲

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,803,225 |
| | 固定資産 | 520,835 |
| | 資産合計 | 2,324,060 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 329,580 |
| | 固定負債 | 21,371 |
| | 株主資本 | 1,973,109 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 1,923,109 |
| | 利益準備金 | 11,820 |
| | その他利益剰余金 | 1,911,289 |
| | （うち当期純利益） | (49,028) |
| | 負債・純資産合計 | 2,324,060 |

## 第44期決算公告

令和７年12月９日
長野県上田市富士山2416番地５
**株式会社カワベ工業**
代表取締役　表　裕明

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 62,149 |
| | 固定資産 | 52,682 |
| | 合計 | 114,832 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 11,058 |
| | 固定負債 | 203,566 |
| | 株主資本 | △99,793 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △109,793 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | △112,293 |
| | （うち当期純損失） | (25,446) |
| | 合計 | 114,832 |

## 第24期決算公告

令和７年12月９日
横浜市中区太田町六丁目79番地
**横浜テクノエンジニアリングサービス株式会社**
代表取締役　山下　英昭

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 197,878 |
| | 固定資産 | 9,619 |
| | 合計 | 207,497 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 29,851 |
| | （うち賞与引当金） | (1,544) |
| | 株主資本 | 177,646 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 137,646 |
| | 利益準備金 | 10,000 |
| | その他利益剰余金 | 127,646 |
| | （うち当期純利益） | (48,203) |
| | 合計 | 207,497 |

## 第81期決算公告

2025年11月27日
東京都品川区西五反田８丁目11番21号
**太洋テクニカ株式会社**
代表取締役社長　二階堂浩幸

**貸借対照表の要旨**（2025年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,109,786 |
| | 固定資産 | 1,670,879 |
| | 合計 | 5,780,665 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,407,530 |
| | 固定負債 | 869,497 |
| | 株主資本 | 2,503,638 |
| | 資本金 | 90,000 |
| | 資本剰余金 | 2,163 |
| | 資本準備金 | 2,163 |
| | 利益剰余金 | 2,411,475 |
| | 利益準備金 | 22,500 |
| | その他利益剰余金 | 2,388,975 |
| | （うち当期純利益） | (381,897) |
| | 合計 | 5,780,665 |

## 第37期決算公告

令和７年11月26日
東京都千代田区麹町三丁目２番地６号
**株式会社クリエイション**
代表取締役社長　久保田高弘

**貸借対照表の要旨**
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,083,061 |
| | 固定資産 | 264,972 |
| | 資産合計 | 1,348,033 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 256,572 |
| | 賞与引当金 | 78,072 |
| | 役員賞与引当金 | 3,201 |
| | その他 | 175,299 |
| | 固定負債 | 141,682 |
| | 退職引当金 | 105,341 |
| | 役員退職慰労引当金 | 36,340 |
| | 負債合計 | 398,255 |
| | 株主資本 | 938,007 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 908,007 |
| | 利益準備金 | 7,500 |
| | その他利益剰余金 | 900,507 |
| | （うち当期純利益） | (50,635) |
| | 評価・換算差額等 | 11,771 |
| | その他有価証券評価差額金 | 11,771 |
| | 純資産合計 | 949,778 |
| | 負債・純資産合計 | 1,348,033 |

## 第７期決算公告

2025年11月21日
大阪府吹田市江の木町33番94号
**AlphaNavi　Pharma株式会社**
代表取締役　小山田義博

**貸借対照表の要旨**（2025年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 500,283 |
| | 固定資産 | 1,323 |
| | 合計 | 501,606 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,265 |
| | 株主資本 | 499,341 |
| | 資本金 | 29,997 |
| | 資本剰余金 | 722,581 |
| | 資本準備金 | 24,997 |
| | その他資本剰余金 | 697,583 |
| | 利益剰余金 | △253,237 |
| | その他利益剰余金 | △253,237 |
| | （うち当期純利益） | (203,359) |
| | 合計 | 501,606 |

## 第２期決算公告

令和７年12月９日
名古屋市港区藤前四丁目809番地
**サイバートレーディング株式会社**
代表取締役　武田　潤也

**貸借対照表の要旨**
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,852 |
| | 固定資産 | 5,520 |
| | 合計 | 10,372 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 160 |
| | 株主資本 | 10,211 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 211 |
| | その他利益剰余金 | 211 |
| | （うち当期純利益） | (884) |
| | 合計 | 10,372 |

## 資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「運任せの召喚士」のサービスの終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、未使用の前払式支払手段の保有者に払戻しを行いますので期間内にお申し出ください。

【支払いを行う前払式支払手段の発行者】エヌ・シー・ジャパン株式会社

【払戻し対象前払式支払手段】スマートフォン向けサービス「運任せの召喚士」内の有償の決済手段「ダイヤ」及び「小判」

【払戻しの申出期間】令和７年12月９日午前12時00分から令和８年２月18日午前11時59分まで

※当該期間内に申出がない場合は、本手続きから除斥されます。

【お申出方法】お問い合わせサイト（https://unmaka.jp/）に払戻しのお申出方法を掲載しておりますので、ご確認願います。

【問合わせ先】https://unmaka.jp/

令和７年12月９日

東京都港区六本木七丁目７番７号
エヌ・シー・ジャパン株式会社
代表取締役　林　元基

## 第 49 期 決 算 公 告

令和７年12月９日
佐賀市巨勢町大字牛島204番地７
**株式会社ホンダカーズ中央佐賀**
代表取締役　大橋　友文

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,017,494 |
| | 固定資産 | 3,546,731 |
| | 資産合計 | 5,564,225 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,214,976 |
| | 固定負債 | 1,384,284 |
| | 株主資本 | 1,964,965 |
| | 資本金 | 75,000 |
| | 資本剰余金 | 643,103 |
| | 利益剰余金 | 1,246,862 |
| | 利益準備金 | 8,545 |
| | その他利益剰余金 | 1,238,317 |
| | （うち当期純利益） | (110,153) |
| | 負債・純資産合計 | 5,564,225 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年十二月九日
佐賀市巨勢町大字牛島二〇四番地七
株式会社ホンダカーズ中央佐賀
代表取締役　大橋　友文

## 第 10 期 決 算 公 告

令和７年 12 月９日

東京都渋谷区東一丁目32番12号
**イグニション・ポイント株式会社**
代表取締役社長　末宗　喬文

**貸借対照表の要旨**
（令和５年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,277,240 |
| | 固定資産 | 449,834 |
| | 有形固定資産 | 104,029 |
| | 無形固定資産 | 9,446 |
| | 投資その他の資産 | 336,358 |
| | 資産合計 | 1,727,075 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 697,722 |
| | 固定負債 | 82,862 |
| | （うち役員退職慰労引当金） | (37,075) |
| | 負債合計 | 780,585 |
| | 株主資本 | 943,175 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 4,500 |
| | 資本準備金 | 4,500 |
| | 利益剰余金 | 908,675 |
| | 利益準備金 | 3,000 |
| | その他利益剰余金 | 905,675 |
| | （うち当期純損失） | (6,268) |
| | 新株予約権 | 3,315 |
| | 純資産合計 | 946,490 |
| | 負債・純資産合計 | 1,727,075 |

## 第 21 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 25 日
大阪市中央区久太郎町三丁目６番８号
**ＳＨ債権回収株式会社**
代表取締役　若山　清一

**貸借対照表の要旨**
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 850,097 | 流動負債 | 307,448 |
| 固定資産 | 63,841 | 負債合計 | 307,448 |
| 有形固定資産 | 57,864 | 株主資本 | 606,490 |
| 投資その他の資産 | 5,977 | 資本金 | 500,000 |
| | | 利益剰余金 | 106,490 |
| | | 利益準備金 | 88,000 |
| | | その他利益剰余金 | 18,490 |
| | | 純資産合計 | 606,490 |
| 資産合計 | 913,939 | 負債・純資産合計 | 913,939 |

**損益計算書の要旨**
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 売上高 | 504,755 |
| 売上原価 | 395,936 |
| 売上総利益 | 108,819 |
| 販売費及び一般管理費 | 73,100 |
| 営業利益 | 35,718 |
| 営業外収益 | 3,816 |
| 営業外費用 | 32,651 |
| 経常利益 | 6,883 |
| 税引前当期純利益 | 6,883 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,679 |
| 法人税等調整額 | △ 282 |
| 当期純利益 | 5,486 |

## 第 25 期決算公告　令和７年12月９日

埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目９番10号
**株式会社あすなろホーム**
代表取締役　長谷川　充

**貸借対照表の要旨**（令和７年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 383,575 |
| | 固定資産 | 22,973 |
| | 資産合計 | 406,548 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 265,235 |
| | 固定負債 | 15,400 |
| | 株主資本 | 125,913 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 100,000 |
| | その他資本剰余金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | △74,087 |
| | その他利益剰余金 | △74,087 |
| | （うち当期純利益） | (28,241) |
| | 負債・純資産合計 | 406,548 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日
埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目九番一〇号
株式会社あすなろホーム
代表取締役　長谷川　充

## 第 11 期 決 算 公 告

令和７年 12 月９日

東京都渋谷区東一丁目32番12号
**イグニション・ポイント株式会社**
代表取締役社長　末宗　喬文

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,437,797 |
| | 固定資産 | 639,596 |
| | 有形固定資産 | 97,728 |
| | 無形固定資産 | 56,749 |
| | 投資その他の資産 | 485,118 |
| | 資産合計 | 2,077,393 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,025,744 |
| | （うち受注損失引当金） | (3,860) |
| | 固定負債 | 77,475 |
| | （うち役員退職慰労引当金） | (37,075) |
| | 負債合計 | 1,103,219 |
| | 株主資本 | 970,858 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 4,500 |
| | 資本準備金 | 4,500 |
| | 利益剰余金 | 936,358 |
| | 利益準備金 | 3,000 |
| | その他利益剰余金 | 933,358 |
| | （うち当期純利益） | (27,683) |
| | 新株予約権 | 3,315 |
| | 純資産合計 | 974,173 |
| | 負債・純資産合計 | 2,077,393 |

## 第 61 期決算公告　令和７年12月９日

東京都青梅市勝沼一丁目34番地
**株式会社青和施設工業所**
代表取締役　大山　恵介

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,863,383 |
| | 固定資産 | 322,540 |
| | 資産合計 | 2,185,923 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 420,707 |
| | 負債合計 | 420,707 |
| | 株主資本 | 1,765,215 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 1,745,215 |
| | 利益準備金 | 14,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,731,215 |
| | （うち当期純利益） | (166,888) |
| | 純資産合計 | 1,765,215 |
| | 負債・純資産合計 | 2,185,923 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社レネラ（住所東京都青梅市勝沼一丁目三四番地四階）に対して当社の有価証券保有・運用並びに不動産の賃貸、管理、保有及び運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月九日
東京都青梅市勝沼一丁目三四番地
株式会社青和施設工業所
代表取締役　大山　恵介

**新設分割公告及び資本金の額の減少公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社エフティー（住所東京都渋谷区代官山町一―一GRAVA代官山一階）に対して当社のすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は、当社の資本金の額を一千万三十六円減少することにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

東京都渋谷区代官山町一―一GRAVA代官山一階　株式会社エフティー

代表取締役　加藤　大雄

---

**第19期決算公告**　令和７年12月９日

東京都渋谷区代官山町１―１

ＧＲＡＶＡ代官山１階

**株式会社エフティー**

代表取締役　加藤　大雄

**貸借対照表の要旨**（令和７年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 17,429,561 |
| | 固定資産 | 66,941,760 |
| | 資産合計 | 84,371,321 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 24,756,046 |
| | 固定負債 | 188,773,271 |
| | 株主資本 | △129,158,056 |
| | 資本金 | 10,000,036 |
| | 利益剰余金 | △139,158,092 |
| | その他利益剰余金 | △139,158,092 |
| | （うち当期純損失） | (33,454,035) |
| | 新株予約権 | 60 |
| | 負債・純資産合計 | 84,371,321 |

---

**第42期決算公告**　令和７年12月９日

広島県広島市中区八丁堀６番７号

**株式会社カルピオ**

代表取締役社長　菅田　健一

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,334,673 |
| | 固定資産 | 15,114 |
| | 資産合計 | 1,349,787 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 372,981 |
| | 固定負債 | 531 |
| | 負債合計 | 373,512 |
| | 株主資本 | 976,275 |
| | 資本金 | 60,000 |
| | 利益剰余金 | 916,275 |
| | 利益準備金 | 15,000 |
| | その他利益剰余金 | 901,275 |
| | （うち当期純損失） | (234,664) |
| | 純資産合計 | 976,275 |
| | 負債・純資産合計 | 1,349,787 |

---

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

三重県伊賀市川西七六四番地

株式会社福永牧場

代表取締役　福永　一寛

---

**第４期決算公告**　令和７年12月９日

三重県伊賀市川西764番地

**株式会社福永牧場**

代表取締役　福永　一寛

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 74,782,224 |
| | 固定資産 | 1,877,604 |
| | 合計 | 76,659,828 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 83,026,842 |
| | 固定負債 | 71,816,981 |
| | 株主資本 | △78,183,995 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | △78,233,995 |
| | その他利益剰余金 | △78,233,995 |
| | （うち当期純損失） | (3,510,481) |
| | 合計 | 76,659,828 |

---

**第10期決算公告**

令和７年11月16日

香川県丸亀市天満町二丁目１番11号

**株式会社ウチダホールディングス**

代表取締役　内田　浩二

**貸借対照表の要旨**

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,024 |
| | 合計 | 4,024 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 166 |
| | 株主資本 | 3,858 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △1,141 |
| | その他利益剰余金 | △1,141 |
| | （うち当期純利益） | (4,671) |
| | 合計 | 4,024 |

---

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七千三百五十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

静岡市駿河区南町四番二六号

小沼製餡株式会社

代表取締役　丸山　昌侑

---

令和７年12月９日

静岡市駿河区南町４番26号

**小沼製餡株式会社**

代表取締役　丸山　昌侑

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 58,657 |
| | 固定資産 | 156,894 |
| | 合計 | 215,551 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 44,592 |
| | 固定負債 | 158,527 |
| | 株主資本 | 12,432 |
| | 資本金 | 83,550 |
| | 利益剰余金 | △71,117 |
| | 利益準備金 | 2,700 |
| | その他利益剰余金 | △73,817 |
| | （うち当期純損失） | (22,767) |
| | 合計 | 215,551 |

---

**第25期決算公告**

令和７年10月24日

福岡市中央区薬院一丁目14番５号

**株式会社ディーゼロ**

代表取締役　谷口　晋也

**貸借対照表の要旨**

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 423,414 |
| | 固定資産 | 21,695 |
| | 資産合計 | 445,110 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 121,722 |
| | 株主資本 | 323,387 |
| | 資本金 | 45,000 |
| | 利益剰余金 | 278,387 |
| | その他利益剰余金 | 278,387 |
| | （うち当期純利益） | (30,625) |
| | 負債・純資産合計 | 445,110 |

---

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

福岡市博多区博多駅南三丁目六番一六号

株式会社フェイスホールディングス

代表取締役　福山　浩範

---

**第34期決算公告**

令和７年12月９日　福岡市博多区博多駅南三丁目６番16号

**株式会社フェイスホールディングス**

代表取締役　福山　浩範

**貸借対照表の要旨**　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 3,564,959 | 流動負債 | 371,395 |
| 固定資産 | 25,567,605 | 固定負債 | 15,226,826 |
| 繰延資産 | 104 | 株主資本 | 13,534,448 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 資本剰余金 | 12,322,839 |
| | | 資本準備金 | 300,000 |
| | | その他資本剰余金 | 12,022,839 |
| | | 利益剰余金 | 1,161,608 |
| | | 利益準備金 | 3,075 |
| | | その他利益剰余金 | 1,158,533 |
| | | （うち当期純損失） | (126,473) |
| 資産合計 | 29,132,669 | 負債・純資産合計 | 29,132,669 |

## 第 27 期 決 算 公 告

令和７年 12 月９日

熊本市北区植木町岩野266番地12

**株式会社シビコン**

代表取締役　桑原　和秀

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 37,811 |
| | 固定資産 | 2,697 |
| | 繰延資産 | 2,000 |
| | 合計 | 42,509 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 19,494 |
| | 固定負債 | 14,144 |
| | 株主資本 | 8,870 |
| | 資本金 | 33,000 |
| | 利益剰余金 | △24,129 |
| | その他利益剰余金 | △24,129 |
| | （うち当期純損失） | (5,646) |
| | 合計 | 42,509 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千三百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月三日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

熊本市北区植木町岩野二六六番地一二

株式会社シビコン

代表取締役　桑原　和秀

## 第 3 期 決 算 公 告

令和７年 12 月９日

東京都世田谷区駒沢一丁目16番７号

駒沢中村ビル７階

**公益財団法人環境清正財団**

代表理事　伊藤　岩雄

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 14 |
| | 固定資産 | 10,355 |
| | 合計 | 10,370 |
| 負味財及産びの正部 | 流動負債 | 14 |
| | 負債合計 | 14 |
| | 指定正味財産 | 10,355 |
| | 正味財産合計 | 10,355 |
| | 合計 | 10,370 |

## 第 19 期 決 算 公 告

令和７年 12 月９日

京都市右京区西院西三蔵町３番地30

**株式会社アクセスコーポレーション**

代表取締役　伊東　義通

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 54,470,002 |
| | 固定資産 | 130,018,015 |
| | 合計 | 184,488,017 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 74,277,963 |
| | 固定負債 | 53,161,000 |
| | 株主資本 | 57,049,054 |
| | 資本金 | 30,000,000 |
| | 利益剰余金 | 32,049,054 |
| | その他利益剰余金 | 32,049,054 |
| | （うち当期純利益） | (548,525) |
| | 自己株式 | △5,000,000 |
| | 合計 | 184,488,017 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＣＯＣＯ　ＫＹＯＴＯ（住所京都市中京区西ノ京三条坊町一五番地三）に対して当社のチョコレート・菓子事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

京都市右京区西院西三蔵町三番地三〇

株式会社アクセスコーポレーション

代表取締役　伊東　義通

## 第 11 期決算公告

令和７年11月19日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地５

**株式会社サイサンマーケティング**

代表取締役社長　宮入　翼

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 363,707 |
| | 固定資産 | 5,925 |
| | 資産合計 | 369,633 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 129,801 |
| | 負債合計 | 129,801 |
| | 株主資本 | 239,832 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 209,832 |
| | 利益準備金 | 1,602 |
| | その他利益剰余金 | 208,230 |
| | （うち当期純利益） | (39,805) |
| | 純資産合計 | 239,832 |
| | 負債・純資産合計 | 369,633 |

## 決　算　公　告

令和７年12月９日

大阪市東成区東中本三丁目22番19号

**株式会社淀川歯車製作所**

代表取締役　田淵　裕二

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 109,579 |
| | 固定資産 | 174,121 |
| | 合計 | 283,701 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 87,550 |
| | 固定負債 | 101,927 |
| | 株主資本 | 94,222 |
| | 資本金 | 11,000 |
| | 利益剰余金 | 83,222 |
| | 利益準備金 | 1,570 |
| | 別途積立金 | 1,570 |
| | 繰越利益剰余金 | 80,082 |
| | （うち当期純利益） | (13,357) |
| | 合計 | 283,701 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

大阪市東成区東中本三丁目二二番一九号

株式会社淀川歯車製作所

代表取締役　田淵　裕二

## 第 8 期 決 算 公 告

令和７年 12 月９日

東京都港区海岸一丁目９番１号

**ソーシャルデータバンク株式会社**

代表取締役　伊藤　俊輝

**貸借対照表の要旨**

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 966,024 |
| | 固定資産 | 338,718 |
| | 合計 | 1,304,742 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 472,366 |
| | 固定負債 | 317,589 |
| | 株主資本 | 514,787 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 484,787 |
| | （うち当期純利益） | (41,164) |
| | 合計 | 1,304,742 |

## 第 9 期決算公告

令和７年12月９日

東京都中央区銀座一丁目12番４号

Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．６階

**北鮨株式会社**

代表取締役

ルーク・エドモンド・クレイトン

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 120,480 |
| | 固定資産 | 22,583 |
| | 合計 | 143,063 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 84,736 |
| | 株主資本 | 58,327 |
| | 資本金 | 10 |
| | 利益剰余金 | 58,317 |
| | その他利益剰余金 | 58,317 |
| | （うち当期純利益） | (60,890) |
| | 合計 | 143,063 |

## 第 10 期決算公告

令和７年12月９日

東京都千代田区有楽町二丁目７番１号

有楽町イトシアビル12階

**和クリエイションズ株式会社**

代表取締役

ルーク・エドモンド・クレイトン

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 82,037 |
| | 固定資産 | 71,815 |
| | 合計 | 153,852 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 29,834 |
| | 固定負債 | 116,515 |
| | 株主資本 | 7,503 |
| | 資本金 | 10 |
| | 利益剰余金 | 7,493 |
| | その他利益剰余金 | 7,493 |
| | （うち当期純損失） | (82,800) |
| | 合計 | 153,852 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

有楽町イトシアビル一二階

（甲）和クリエイションズ株式会社

代表取締役　ルーク・エドモンド・クレイトン

東京都中央区銀座一丁目一二番四号

Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六階

（乙）北鮨株式会社

代表取締役　ルーク・エドモンド・クレイトン

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

東京都練馬区中村三丁目一七番九号
第一真ビル三〇二
（甲）株式会社真企画
代表取締役　渡邉　保夫

東京都練馬区中村三丁目一七番九号
第一真ビル三〇二
（乙）昇和建設株式会社
代表取締役　渡邉　保夫

---

**第48期決算公告**　令和７年12月９日

東京都練馬区中村三丁目17番９号
第一真ビル302

**株式会社真企画**

代表取締役　渡邉　保夫

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 643,707 |
| | 固定資産 | 270,400 |
| | 資産合計 | 914,107 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 77,364 |
| | 株主資本 | 836,743 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 5,000 |
| | 資本準備金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | 781,743 |
| | 利益準備金 | 5,500 |
| | その他利益剰余金 | 776,243 |
| | （うち当期純利益） | (105,186) |
| | 負債・純資産合計 | 914,107 |

---

**第57期決算公告**　令和７年12月９日

東京都練馬区中村三丁目17番９号
第一真ビル302

**昇和建設株式会社**

代表取締役　渡邉　保夫

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,456,962 |
| | 固定資産 | 5,864 |
| | 資産合計 | 1,462,826 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 1,042 |
| | 固定負債 | 4,315 |
| | 株主資本 | 1,457,469 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 1,407,469 |
| | 利益準備金 | 12,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,394,969 |
| | （うち当期純損失） | (10,611) |
| | 負債・純資産合計 | 1,462,826 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号
ウィン青山一一三六
（甲）結不動産リアルティ株式会社
代表取締役　下脇　悠介

川崎市高津区二子一丁目一番二三号
（乙）株式会社シラスリアルティ
代表取締役　市川　雄俊

---

**第12期決算公告**

令和７年12月９日

東京都港区南青山二丁目２番15号
ウィン青山1136

**結不動産リアルティ株式会社**

代表取締役　下脇　悠介

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 16,023 |
| | 固定資産 | 1,349 |
| | 資産合計 | 17,373 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 81,417 |
| | 固定負債 | 109,321 |
| | 株主資本 | △173,365 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △176,365 |
| | 利益準備金 | 22 |
| | その他利益剰余金 | △176,388 |
| | （うち当期純利益） | (20,330) |
| | 負債・純資産合計 | 17,373 |

---

**第８期決算公告**

令和７年12月９日

川崎市高津区二子一丁目１番23号

**株式会社シラスリアルティ**

代表取締役　市川　雄俊

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 5,149 |
| | 固定資産 | 1,672 |
| | 資産合計 | 6,821 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 26,269 |
| | 固定負債 | 18,817 |
| | 株主資本 | △38,264 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △39,264 |
| | その他利益剰余金 | △39,264 |
| | （うち当期純損失） | (17,821) |
| | 負債・純資産合計 | 6,821 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目二番一六号
（甲）株式会社アエナ
代表取締役　馬場　雅子

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目二番一六号
（乙）株式会社アエナ飲料
代表取締役　馬場　雅子

---

**第21期決算公告**

令和７年12月９日

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目２番16号

**株式会社アエナ**

代表取締役　馬場　雅子

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 6,795 |
| | 固定資産 | 1,373 |
| | 繰延資産 | 0 |
| | 資産合計 | 8,168 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 2,484 |
| | 固定負債 | 2,926 |
| | 株主資本 | 2,758 |
| | 資本金 | 50 |
| | 利益剰余金 | 2,708 |
| | その他利益剰余金 | 2,708 |
| | （うち当期純利益） | (781) |
| | 負債・純資産合計 | 8,168 |

---

**第１期決算公告**

令和７年12月９日

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目２番16号

**株式会社アエナ飲料**

代表取締役　馬場　雅子

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 300 |
| | 資産合計 | 300 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 57 |
| | 株主資本 | 243 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | △56 |
| | その他利益剰余金 | △56 |
| | （うち当期純損失） | (56) |
| | 負債・純資産合計 | 300 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
（甲）株式会社ジーエムエス
代表取締役　増井　豪

東京都足立区鹿浜一丁目五番三号
（乙）株式会社コネクション
代表取締役　増井　豪

---

**第43期決算公告**　令和７年12月９日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

**株式会社ジーエムエス**

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 813,232 |
| | 固定資産 | 297,071 |
| | 合計 | 1,110,303 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 441,462 |
| | 固定負債 | 458,581 |
| | 株主資本 | 210,260 |
| | 資本金 | 71,000 |
| | 資本剰余金 | 92,969 |
| | 資本準備金 | 2,969 |
| | その他資本剰余金 | 90,000 |
| | 利益剰余金 | 46,291 |
| | 利益準備金 | 14,781 |
| | その他利益剰余金 | 31,510 |
| | （うち当期純利益） | (31,242) |
| | 合計 | 1,110,303 |

---

**第11期決算公告**　令和７年12月９日

東京都足立区鹿浜一丁目５番３号

**株式会社コネクション**

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 66,499 |
| | 固定資産 | 790,213 |
| | 合計 | 856,712 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 267,710 |
| | 固定負債 | 568,752 |
| | 株主資本 | 20,250 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 10,250 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 7,750 |
| | （うち当期純利益） | (6,989) |
| | 合計 | 856,712 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月九日

川崎市高津区二子一丁目一番二三号

（甲）株式会社シラスホールディングス

代表取締役　下脇　悠介

東京都港区南青山二丁目二番一五号

（乙）株式会社シラスデベロップメント

代表取締役　下脇　悠介

---

**第３期決算公告**

令和７年12月９日

川崎市高津区二子一丁目１番23号

**株式会社シラスホールディングス**

代表取締役　下脇　悠介

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 19,454 |
| | 固定資産 | 2,903 |
| | 資産合計 | 22,357 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 14,531 |
| | 固定負債 | 7,829 |
| | 株主資本 | △2 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △1,002 |
| | その他利益剰余金 | △1,002 |
| | （うち当期純損失） | (200) |
| | 負債・純資産合計 | 22,357 |

---

**第３期決算公告**

令和７年12月９日

東京都港区南青山二丁目２番15号

**株式会社シラスデベロップメント**

代表取締役　下脇　悠介

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,823 |
| | 固定資産 | 176 |
| | 資産合計 | 4,000 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 697 |
| | 固定負債 | 4,975 |
| | 株主資本 | △1,672 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △2,672 |
| | その他利益剰余金 | △2,672 |
| | （うち当期純損失） | (6,559) |
| | 負債・純資産合計 | 4,000 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

大阪府豊中市岡上の町四丁目四番一号

タナカ産業第一ビル

（甲）フジ産業株式会社

代表取締役　大藤　怜子

広島県尾道市長江一丁目二九番一四号

（乙）藤浪商事株式会社

代表取締役　大藤　怜子

---

**第53期決算公告**　令和７年12月９日

大阪府豊中市岡上の町四丁目４番１号

タナカ産業第１ビル

**フジ産業株式会社**

代表取締役　大藤　怜子

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 8,075 |
| | 固定資産 | 95,600 |
| | 合計 | 103,675 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 51,707 |
| | 固定負債 | 49,475 |
| | 株主資本 | 2,493 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △ 7,507 |
| | 利益準備金 | 400 |
| | その他利益剰余金 | △ 7,907 |
| | （うち当期純損失） | (7,864) |
| | 合計 | 103,675 |

---

**第36期決算公告**

令和７年12月９日

広島県尾道市長江一丁目29番14号

**藤浪商事株式会社**

代表取締役　大藤　怜子

**貸借対照表の要旨**

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,203 |
| | 固定資産 | 6,122 |
| | 合計 | 9,325 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 780 |
| | 株主資本 | 8,545 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △ 1,455 |
| | その他利益剰余金 | △ 1,455 |
| | （うち当期純利益） | (85) |
| | 合計 | 9,325 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

岡山県倉敷市沖新町七七番地五

（甲）株式会社岡住情報センター

代表取締役　尾崎　勇

岡山県倉敷市笹沖一〇三四番地二八

（乙）株式会社岡住実践スクール

代表取締役　尾崎　勇

---

**第40期決算公告**

令和７年12月９日

岡山県倉敷市沖新町77番地５

**株式会社岡住情報センター**

代表取締役　尾崎　勇

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 373,730 |
| | 固定資産 | 430,610 |
| | 合計 | 804,340 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 67,514 |
| | 固定負債 | 205,635 |
| | 株主資本 | 531,190 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 521,190 |
| | その他利益剰余金 | 521,190 |
| | （うち当期純利益） | (94,568) |
| | 合計 | 804,340 |

---

**第15期決算公告**

令和７年12月９日

岡山県倉敷市笹沖1034番地28

**株式会社岡住実践スクール**

代表取締役　尾崎　勇

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 385,088 |
| | 固定資産 | 70,464 |
| | 繰延資産 | 93 |
| | 合計 | 455,646 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 183,040 |
| | 固定負債 | 527 |
| | 株主資本 | 272,079 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 262,079 |
| | その他利益剰余金 | 262,079 |
| | （うち当期純利益） | (48,641) |
| | 合計 | 455,646 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は、令和七年十一月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月九日

大分県津久見市大字上青江三七七三番地七

（甲）マルコ商事株式会社

代表取締役　宗　直喜

大分県臼杵市大字市浜七一一番地

（乙）佐藤商事株式会社

代表取締役　浅沼徳太郎

---

**第46期決算公告**

令和７年12月９日

大分県津久見市大字上青江3773番地７

**マルコ商事株式会社**

代表取締役　宗　直喜

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 452,120 |
| | 固定資産 | 258,364 |
| | 合計 | 710,484 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 365,475 |
| | 株主資本 | 345,009 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 335,009 |
| | 繰越利益剰余金 | 335,009 |
| | （うち当期純利益） | (42,570) |
| | 合計 | 710,484 |

---

**第53期決算公告**

令和７年12月９日

大分県臼杵市大字市浜711番地

**佐藤商事株式会社**

代表取締役　浅沼徳太郎

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 187,150 |
| | 固定資産 | 11,543 |
| | 合計 | 198,693 |
| 負純資産債及の部 | 流動負債 | 32,588 |
| | 株主資本 | 166,105 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 156,105 |
| | 利益準備金 | 5,070 |
| | 繰越利益剰余金 | 151,035 |
| | （うち当期純利益） | (16,283) |
| | 合計 | 198,693 |